

第 2 次
あま市人権尊重の
まちづくり行動計画
【骨子案】

令和 3 年 1 0 月

目次

第1章 計画策定の背景と経緯	1
1 人権とは	1
2 人権に関する動き	2
3 計画策定にあたって	9
4 第1次計画（改訂版）の検証	12
第2章 計画の基本的な考え方	14
1 計画の基本理念	14
2 計画の基本目標	15
基本目標1 自尊感情をもって生きる	15
基本目標2 一人ひとりの人権を尊重する	15
基本目標3 人権感覚を醸成する	15
基本目標4 みんなの協働による取組	16
基本目標5 物理的・心理的なバリアフリー※を目指す	16
基本目標6 共生社会を目指す	16
3 計画の体系	17
第3章 重点的に取り組む人権施策の推進	18
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	18
2 学校等における人権教育・啓発の推進	22
3 職場における人権教育・啓発の推進	28
4 人権擁護の推進	33
第4章 重点課題と取組の方向性	36
1 女性	36
2 子ども	42
3 高齢者	48
4 障がいのある人	54
5 同和問題（部落差別）	61
6 外国人	66
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	69
8 性的マイノリティ	73
9 インターネットによる人権侵害	77
10 様々な人権問題	80

第5章 計画の推進	82
1 基本姿勢	82
2 推進体制	82
3 計画の進行管理	83
資料編	84
1 あま市の状況	84
2 人権をめぐる動き	84
3 関連法規等	84
4 「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定経過	84

第1章 計画策定の背景と経緯

1 人権とは

「人権」とは、生存と自由を確保し、幸福を追求する、すべての人が生まれながらにもっている権利のことです。「世界人権宣言」の第一条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

「日本国憲法」の第三章では、憲法上において保護される権利について述べられています。特に第十一条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とあり、続く第十二条では自由権について、第十三条では幸福追求権について記されており、法の下で人権保障の基本原則を定めています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や、私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが深刻化しています。

誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

2 人権に関する動き

(1) 人権に関する国際的な動き

昭和 20 年（1945 年）、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、昭和 23 年（1948 年）の第 3 回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、「人種差別撤廃条約」（昭和 40 年（1965 年））、「国際人権規約」（昭和 41 年（1966 年））、「女子差別撤廃条約」（昭和 54 年（1979 年））、「児童の権利に関する条約」（平成元年（1989 年））などの人権関係諸条約が採択されるなど、人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

平成 6 年（1994 年）には、国連総会において、人権教育を通して人権文化を世界に築くことを目的として、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

「人権教育のための国連 10 年」は、平成 16 年（2004 年）12 月末で終了を迎えましたが、国連は、平成 16 年（2004 年）12 月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、第 1 段階として「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組、第 2 段階として「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取組、第 3 段階としてメディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取組が進められました。そして、令和 2 年（2020 年）から令和 6 年（2024 年）までを第 4 段階とし、これまでの 3 つの段階の取組を強化しつつ、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くとともに、「SDGs（持続可能な開発目標）」と連携させていくことが盛り込まれています。

このほか、国連では平成 15 年（2003 年）から平成 24 年（2012 年）までを「国連識字の 10 年」として取り組むほか、持続可能な共生社会を作っていくために、平成 17 年（2005 年）から平成 26 年（2014 年）までを「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」として、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあい解決していく力を育むための取組を各地で進めることとしました。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取組として、「国際 10 年」や「国際年」といった取組、12 月 10 日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つとして取り上げており、平成 18 年（2006 年）6 月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取組の充実を図っています。

さらに、平成 20 年（2008 年）12 月には、「世界人権宣言」の 60 周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。平成 22 年（2010 年）10 月の国連総会において、女性の地位向上を実現するために国際連合婦人開発基金（UNIFEM）、経済社会局女性の地位向上部（DAW）、国際連合国際婦人調査訓練研修所（英語版）（INSTRAW）、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）の 4 組織を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN-Women）」を設立しました。平成 23 年（2011 年）12 月の国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取組を通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化すべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

そして平成 27 年（2015 年）9 月、ニューヨーク国連本部で開催した国連持続可能な開発サミットにおいて、「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が採択されました。これは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGs は 17 の目標・169 のターゲットから構成され、そのすべてに人権の重要性が示されており、2030 アジェンダの冒頭にある地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という誓いがこれを象徴しています。

人権に関する国際的な動向	
昭和 20 年（1945 年）	「国際連合」設立
昭和 23 年（1948 年）	「世界人権宣言」採択
昭和 27 年（1952 年）	「婦人の参政権に関する条約」採択
昭和 34 年（1959 年）	「児童の権利に関する宣言」採択
昭和 40 年（1965 年）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）採択
昭和 41 年（1966 年）	「国際人権規約」採択
昭和 54 年（1979 年）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択
平成元年（1989 年）	「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）採択
平成 6 年（1994 年）	「人権教育のための国連 10 年」宣言（1995～2004）
平成 16 年（2004 年）	「人権教育のための世界計画」採択
平成 18 年（2006 年）	「障害者権利条約」採択
平成 22 年（2010 年）	国連総会「ハンセン病差別撤廃決議」可決 「人権教育のための世界計画」第 2 段階に移行
平成 23 年（2011 年）	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」設置 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択
平成 27 年（2015 年）	「人権教育のための世界計画」第 3 段階に移行 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
令和 2 年（2020 年）	「人権教育のための世界計画」第 4 段階に移行

(2) 人権に関する国内の取組

昭和 22 年（1947 年）に、日本国憲法が施行され、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」を基本原則とし、「基本的人権の尊重」は、誰もが生まれながらにもっている人間らしく生きる権利を大切にという考えで「自由権」「平等権」「社会権」「参政権」「請求権」等が定められました。

我が国固有の人権問題である部落差別問題の解決に向けて、昭和 40 年（1965 年）「同和対策審議会答申」が出され、その中では「憲法に保障された基本的人権に係る課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とされました。さらに答申を受け、昭和 44 年（1969 年）「同和対策事業特別措置法」が成立しました。その後、昭和 57 年（1982 年）「地域改善対策事業特別措置法」、昭和 62 年（1987 年）「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、平成 9 年（1995 年）「地対財特法の一部を改正する法律」など、同和問題の解決に向けた法制度の整備が進められていきました。また、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通して様々な人権問題の解決を目指す活動へと広がっていきました。

人権をめぐる国際的な動きの中で我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約」（昭和 54 年（1979 年））や「女子差別撤廃条約」（昭和 60 年（1985 年））、「児童の権利に関する条約」（平成 6 年（1994 年））などの人権に関する諸条約を批准するなど、基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及・高揚に向けた取組を進めてきました。

しかし、国内の人権に関する取組は十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、平成 9 年（1997 年）3 月に様々な人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行され、同年 7 月には「『人権教育のための国連 10 年』」に関する国内行動計画」が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

平成 12 年（2000 年）には、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まりや、人権の擁護に関する国内外の情勢を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るために「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されました。

その後、平成 14 年（2002 年）には、この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、平成 20 年（2008 年）3 月までに 3 次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。また、平成 23 年（2011 年）4 月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

近年では、平成 17 年（2005 年）4 月「犯罪被害者等基本法」、平成 18 年（2006 年）4 月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成 21 年（2009 年）4 月「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、平成 24 年（2012 年）10 月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

また、平成 25 年（2013 年）9月に「いじめ防止対策推進法」が施行、平成 26 年（2014 年）6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）」（令和元年に改正）が施行されました。また、平成 26 年には「障害者の権利に関する条約」に批准しています。

2016 年（平成 28 年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」の、いわゆる「人権三法」の施行のほか、2019 年（令和元年）の「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）」の施行など、現在に至るまで深刻な人権問題である差別の解消に向けた取組の推進が図られています。

人権に関する国内の動向	
昭和 22 年（1947 年）	「日本国憲法」施行
昭和 26 年（1951 年）	「児童憲章」宣言
昭和 40 年（1965 年）	同和対策審議会答申（同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針）
昭和 44 年（1969 年）	「同和対策事業特別措置法」（同対法）施行
昭和 54 年（1979 年）	「国際人権規約」締結
昭和 60 年（1985 年）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）締結
昭和 61 年（1986 年）	「男女雇用機会均等法」施行
平成 6 年（1994 年）	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」批准 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
平成 7 年（1995 年）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）締結
平成 8 年（1996 年）	「らい予防法の廃止に関する法律」施行
平成 9 年（1997 年）	「人権施策推進法」施行 『人権教育のための国連 10 年』国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行
平成 11 年（1999 年）	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12 年（2000 年）	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行
平成 13 年（2001 年）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）施行

人権に関する国内の動向	
平成 14 年 (2002 年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定
平成 15 年 (2003 年)	「個人情報保護に関する法律」施行
平成 16 年 (2004 年)	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
平成 17 年 (2005 年)	「犯罪被害者等基本法」施行
平成 18 年 (2006 年)	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法) 施行 「自殺対策基本法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」公布
平成 19 年 (2007 年)	「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の一部改正
平成 21 年 (2009 年)	「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
平成 23 年 (2011 年)	「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項を「人権教育・啓発に関する基本計画」に追加
平成 24 年 (2012 年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法) 施行
平成 25 年 (2013 年)	「いじめ防止対策推進法」施行
平成 26 年 (2014 年)	「障害者の権利に関する条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策推進法) 施行
平成 28 年 (2016 年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) 施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法) 施行
平成 29 年 (2017 年)	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行
平成 30 年 (2018 年)	「出入国管理及び難民認定法」の一部改正
令和元年 (2019 年)	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ民族支援法) 施行

(3) 人権に関する愛知県の取組

平成7年(1995年)12月の愛知県議会において、「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されました。この採択を受け、人権問題の解消のためには、行政を始め県民一人一人が人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、平成9年(1997年)12月に、「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行いました。

平成11年(1999年)10月に、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、平成13年(2001年)2月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定しました。その後、平成24年(2012年)11月に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果やこれまでの取組状況、社会情勢の変化などを踏まえ、平成26年(2014年)3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定を行いました。

平成27年(2015年)12月に、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るための「愛知県障害者差別解消推進条例」が施行されました。また、平成28年(2016年)10月には、「手話言語その他の意思疎通手段のための普及に関する条例」が施行されました。

平成29年(2017年)11月に4回目となる「人権に関する県民意識調査」が実施され、平成26年の改定時以降の取組状況や社会情勢の変化に伴う新たな課題を踏まえ、平成31年(2019年)3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定を行いました。

また、令和2年(2020年)10月に制定された「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」には、「何人も、新型コロナウイルス感染症への罹り患又はそのおそれ等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないように留意しなければならない。」と明記され、昨今の新型コロナウイルス感染症が広がる中での人権尊重の重要性をうたっています。

人権に関する愛知県の動向	
平成7年(1995年)12月	「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
平成9年(1997年)12月	「人権尊重の愛知県を目指して」宣言
平成11年(1999年)10月	「愛知県人権施策推進本部」設置
平成13年(2001年)2月	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定
平成26年(2014年)3月	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」策定
平成27年(2015年)12月	「愛知県障害者差別解消推進条例」施行
平成28年(2016年)10月	「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例」施行
平成31年(2019年)3月	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」策定
令和2年(2020年)10月	「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」施行

(4) 人権に関するあま市の取組

本市は平成 22 年（2010 年）に七宝町、美和町、甚目寺町の 3 町が合併して新たに誕生しました。旧甚目寺町においては、平成 11 年（1999 年）に「人権尊重の町」の宣言を行っており、また、平成 12 年（2000 年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に呼応する形で、平成 13 年（2001 年）に「甚目寺町人権施策推進本部」を設置し、そして平成 16 年（2004 年）に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、人権に関する様々な施策に取り組んできました。

合併後、平成 22 年（2010 年）に「あま市人権施策推進本部」を設置し、平成 23 年（2011 年）に実施した「人権に関する市民意識調査」及び同年に県内で初めて制定した「あま市人権尊重のまちづくり条例」を踏まえ、平成 24 年（2012 年）に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定し、その後、平成 29 年（2017 年）に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」を策定しました。

令和 2 年度には、次期計画を策定するにあたって、より一層充実した取組を行っていく上での参考とさせていただくため、「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しました。そして、令和 3 年（2021 年）3 月に人権意識を高めていくことが今後より一層重要であることを明確にするため、「あま市人権尊重のまちづくり条例」を一部改正し、引き続き人権尊重のまちづくりに向けて取組を進めています。

人権に関するあま市の動向	
平成 11 年（1999 年）5 月 3 日	「人権尊重の町」宣言（甚目寺町）
平成 13 年（2001 年）11 月	「甚目寺町人権施策推進本部」設置（甚目寺町）
平成 15 年（2003 年）1 月	「人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町）
平成 16 年（2004 年）3 月	「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」策定（甚目寺町）
平成 22 年（2010 年）1 月 3 月 22 日	「人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町） 七宝町、美和町、甚目寺町の 3 町合併によりあま市が誕生 「あま市人権施策推進本部」設置
平成 23 年（2011 年）1 月 4 月 6 月～7 月 12 月	「人権に関する市民意識調査」実施 「あま市人権施策推進懇話会」設置 人権尊重のまちづくり市民ワークショップ実施 「あま市人権尊重のまちづくり条例」施行
平成 24 年（2012 年）1 月 3 月	「あま市人権施策推進審議会」設置 「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定
平成 28 年（2016 年）1 月	「人権に関する市民意識調査」実施
平成 29 年（2017 年）3 月	「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」策定
令和 2 年（2020 年）8 月	あま市人権に関する市民意識調査
令和 3 年（2021 年）3 月	あま市人権尊重のまちづくり条例の一部改正

3 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

少子高齢化、情報化、国際化の進展に伴い、人権問題はますます多岐にわたり複雑化しています。

昨今では、学校等におけるいじめ、子どもの貧困問題、性的マイノリティ（LGBT 等）などに対する偏見と差別、職場等におけるハラスメント、インターネットを悪用した差別的な書き込み、外国人に対するヘイトスピーチ等、新たな人権問題が生じています。

また、直近では、令和元年（2019年）から続いている新型コロナウイルス（COVID-19）への対応が長期化する中で、いわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなど、関係者への人権侵害が問題視されています。

平成28年（2016年）の、いわゆる「人権三法」と言われる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を始め、近年でも多くの人権に関する法制度が施行されており、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

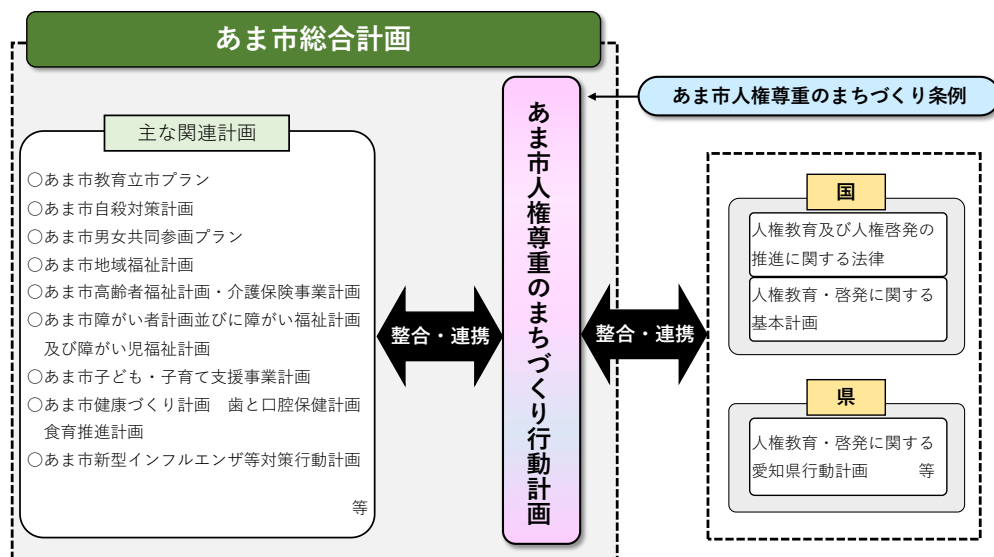
本市においては、令和2年度に「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しましたが、そこで明らかとなった人権に関する現状や課題を施策に反映させるとともに、より効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定を行います。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定に基づき策定するものであり、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、第2次あま市総合計画のもと、他の関連計画と整合を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

【関連諸計画との関係】



(3) 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年度とする、10年計画として策定します。

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
あま市人権尊重のまちづくり行動計画 (改訂版)				第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画										
				見直し					中間 見直し					

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

① 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の人権施策基本方針等に関する事項について総合的に審議する機関であり、学識経験者、市内関係団体、人権擁護委員などから構成される「あま市人権施策推進審議会」において審議を行いました。

また、庁内においては「あま市人権施策推進本部」を設置し、次期計画における具体的な人権施策を検討しました。

② 人権に関する現状・意向の把握

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に基づき実施している人権尊重のまちづくりに向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和2年度に「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しました。

また、人権に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、令和3年度に市民参加型のワークショップを実施しました。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

(5) SDGsについて

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、持続可能な世界を実現するために作られたもので、日本国内でも、全国の各自治体が SDGs への取組を強化しています。また、本市の「第2次あま市総合計画」においても SDGs の考え方が取り入れられています。

2030 アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっています。また、SDGs の 17 の目標の中で、

ゴール5 「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」

ゴール 10 「国内および国家間の不平等を是正する」

ゴール 16 「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」

ゴール 17 「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」

が、特に本計画と密接な関わりを持っており、本計画においては SDGs の考え方を意識して取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 第1次計画（改訂版）の検証

（1）「重点的に取り組む人権施策」の評価

第1次計画（改訂版）における、「重点的に取り組む人権施策」の取組・事業について、計画期間中の評価を行いました。

評価基準は以下のとおりです。

評価基準	
A	かなり取り組めた（100%以上実施）
B	取り組めた（70%以上 100%未満実施）
C	ある程度取り組めた（40%以上 70%未満実施）
D	あまりできなかった（40%未満実施）
E	事業未実施

各基本目標の評価結果は以下のとおりです。

A 評価が 14 施策、B 評価が 51 施策、C 評価が 6 施策、D 評価が 2 施策、E 評価が 0 施策となっています。

◎総合評価

基本目標	A	B	C	D	E
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	5	28	1	0	0
2 学校等における人権教育・啓発の推進	5	7	1	0	0
3 職場における人権教育・啓発の推進	3	6	2	2	0
4 人権擁護の推進	1	10	2	0	0
合計	14	51	6	2	0

(2) 「重要課題」の評価

第1次計画（改訂版）における、「重要課題」の取組・事業について、計画期間中の評価を行いました。

評価基準は以下のとおりです。

評価基準	
A	かなり取り組めた（100%以上実施）
B	取り組めた（70%以上 100%未満実施）
C	ある程度取り組めた（40%以上 70%未満実施）
D	あまりできなかった（40%未満実施）
E	事業未実施

各基本目標の評価結果は以下のとおりです。

A 評価が 15 施策、B 評価が 73 施策、C 評価が 16 施策、D 評価が 7 施策、E 評価が 0 施策となっています。

◎総合評価

基本目標	A	B	C	D	E
1 女性	3	20	3	0	0
2 子ども	3	25	0	0	0
3 高齢者	6	6	3	0	0
4 障がいのある人	3	9	4	3	0
5 同和問題	0	2	3	1	0
6 外国人	0	4	1	1	0
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	0	4	0	0	0
8 性的マイノリティ	0	1	0	1	0
9 インターネットによる人権侵害	0	2	1	1	0
10 様々な人権問題	0	0	1	0	0
合計	15	73	16	7	0

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

世界人権宣言は、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」と述べ、全ての人は生まれながらにして、かけがえのない、尊い、大切な存在であるとうたっています。

また、日本国憲法においては、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、「侵すことのできない永久の権利」として現在及び将来の国民に対し信託されたものであることがうたわれています。

私たち一人一人の人権は、法の下ですべての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは、他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会において、多くの人々と関わり合いながら、そのつながりの中で生きています。すべての人々が他者とのつながりを重んじ、平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人一人がお互いの違いを認めあい、互いに思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人一人が、人権を大切にす豊かな感性を身につけ、人権課題を正しく理解し、思いやりにあふれた高い人権意識を持って行動していくことが大切です。

本市では、平成24年(2014年)に「第1次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定して以降、人権尊重に関わる多くの施策・取組を展開し、人権尊重のまちづくりを推進してきました。

人権をめぐる問題は、時代とともに変化していますが、人権尊重に向けた活動は普遍的なものです。

本計画においては、これまでの取組・施策を引き続き推進するとともに、「第1次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」で掲げた「いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあいそして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。」を基本理念として引き継ぎ、人権尊重のまちづくりの実現に向けて取り組みます。

【基本理念】

**いつでもどこでも人権が大切にされ、
誰もが喜びと生きがいを感じられる、
信頼、助けあいそして思いやりにあふれた
人権尊重のまちづくりを目指します。**

2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、6つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

基本目標1 自尊感情をもって生きる

自尊感情とは、自分がかげがえのない大切な存在であるという気持ちのことです。

市民一人一人が、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考え、誇りと自信を持っていきいきと生活できる社会が求められています。自分自身を尊ぶ精神を持つことではじめて、他の人も自分と同様に大切な存在であるということを理解することが可能となります。

誰もが多様な人生の可能性の中から、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、自分らしく生きるとともに、地域の中で自立して生活できる社会を目指します。

基本目標2 一人ひとりの人権を尊重する

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な価値観や考え方に基づいて生活しているという現実の中で、お互いがそれぞれの生き方や個性を認め合っていくことです。

市民一人ひとりが自立した存在として尊厳が保たれ、個人の自由が確保された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる、偏見や差別のない地域づくりを推進します。

基本目標3 人権感覚を醸成する

お互いの人権を認めあう社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭敏な感性を身につけていくことが大切です。そのため、家庭、地域、学校、職場など、様々な場を通じて、研修、普及、広報、情報提供など、多様な学習機会の提供の充実を図ることが重要です。

こうした取組を通じ、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着していくよう、人権感覚の醸成を目指します。

基本目標4 みんなの協働による取組

市民一人ひとりの人権を擁護するためには、市民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、啓発活動から相談・支援まで、行政をはじめとして、人権擁護委員、民生委員・児童委員、学校、幼稚園・保育園、児童相談所、警察、各種相談機関や人権に関する問題に取り組む各種関係団体等が、互いに連携を強化していくことが重要です。

あらゆる人権問題は、すべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、事業所、行政の協働による人権尊重のまちづくりを推進します。

基本目標5 物理的・心理的なバリアフリー※を目指す

子どもから高齢者まで、また障がいの有無や性別にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で、安全で安心して社会生活を送ることのできるよう、建物、道路などの物理的障壁、偏見や差別などの心理的障壁などあらゆる障壁を取り除き、バリアフリーのまちを目指します。

基本目標6 共生社会を目指す

様々な人の存在を前提として、お互いの異なる考え方や生き方を認めあうことが人権尊重の基本です。地域の現状や課題を把握した上で、何を優先させるのかを市民の皆様の参画で選択していかねばなりません。市民と共に知恵を出しあい、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認めあい、多様性を尊重しながら、共に生きていくことのできる社会が求められています。

お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重する人権意識の高いまちを共に目指します。

※バリアフリー・・・高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が社会生活を営む上での障壁（バリア）を除去することを意味します。「バリア」には、施設面などにおける「物理的なバリア」、心や意識の中にある「心理的なバリア」、「情報面におけるバリア」、社会のしくみなどの「制度的なバリア」の4つの領域があるとされています。こうした意味において、バリアフリーは、「ハード」（物理的な面）と「ソフト」（心理・情報・制度面）の両面から取り組むべき社会全体の問題と言えます。

3 計画の体系

基本理念の実現に向け、6つの基本目標をもとに、重点的に取り組む人権施策と、個々の重要課題への取組を推進します。

【基本理念】

いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。

《基本目標》

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 自尊感情を持って生きる | ④ みんなの協働による取組 |
| ② 一人ひとりの人権を尊重する | ⑤ 物理的・心理的なバリアフリーを目指す |
| ③ 人権感覚を醸成する | ⑥ 共生社会を目指す |

《取組》

重点的に取り組む人権施策の推進

- 1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進
- 2 学校等における人権教育・啓発の推進
- 3 職場における人権教育・啓発の推進
- 4 人権擁護の推進



重点課題と取組の方向性

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 同和問題（部落差別）
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者等
- 8 性的マイノリティ
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 様々な人権問題

第3章 重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

社会の基礎的単位である家庭や、最も身近な社会集団である地域は、家族や地域の人々とのふれあいや関わりを通じて、他人を思いやる心や生命を尊重する心、人間の尊厳などを体感できる人権学習の場といえます。特に、子どもの人格形成の過程において、基本的な生活習慣やルール・マナー、善悪の判断等を身に付けるなど、極めて大きな役割を果たしています。生活の基点である家庭や地域の中であって、一人ひとりの人権が守られることは、人権を尊重するまちづくりの基礎といえます。

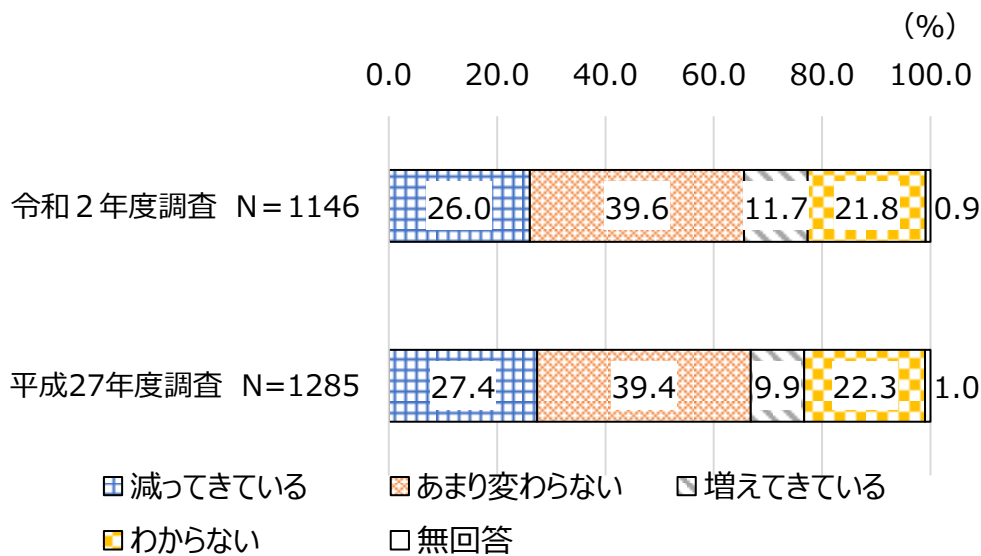
近年では、少子化や核家族化、都市化等が進む中で、育児不安や子どもへの過保護・過干渉、虐待の問題、夫婦間やパートナー間でのドメスティック・バイオレンス（DV）、介護等の人権に関わる問題が指摘されています。

また、令和2年度人権に関する市民意識調査では、「日本社会における人権侵害や差別は、10年前に比べて減ってきていると思いますか。」について、「減ってきている」と感じている人が26.0%、「あまり変わらない」と感じている人が39.6%、「増えてきている」と感じている人が11.7%となっています。平成27年度市民意識調査と比較すると、大きな差異が見られない状況となっており、人権侵害や差別を減らしていくために、一人一人の人権意識の向上に努めていくことが非常に重要です。

こうした状況を踏まえ、啓発イベントや勉強会等を積極的に実施し、正しい情報を発信することにより、家庭や地域における人権意識のさらなる向上を図り、立場の弱い人を地域で受け入れ、支え合える地域コミュニティの形成を推進します。

また、子どもの意見や主体性を尊重する意識を高めるとともに、虐待等の子どもの人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制整備も進め、併せて、子育てや家庭教育に悩む保護者や、いじめ・不登校等に悩む子どもたちが、いつでも気軽に相談できるよう相談体制を充実します。

問：日本社会における人権侵害や差別は、10年前に比べて減ってきていると思いますか。



○ 取組の方向性

(1) 家庭における人権教育・啓発の推進

家族がふれあい、豊かな心を育む温かい家庭をつくる家庭教育の充実を図るため、様々な場面において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深めるための支援・啓発を推進します。

また、子どもと保護者が地域で孤立しないように、関係機関と連携しながら、身近な人に気軽に相談できるよう支援に努めます。

① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・家庭における男女共同参画を進めるために、講演会や研修会などの学習機会や情報の提供を行います。	人権推進課
・子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援する仕組みの充実を図ります。	子育て支援課
・家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、子育てサロンや父親の育児参加の促進を図ります。	生涯学習課
・保護者への人権教育・啓発を推進します。	学校教育課

② 家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、親子がふれあう機会を充実します。	子育て支援課
・家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」の周知・啓発を図ります。	生涯学習課
・家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事やスポーツ大会、夏まつり等の参加を啓発します。	企画政策課

③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て相談の充実を図ります。 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図ります。 ・子育て相談員や相談支援センターでの相談事業等の充実を図ります。 	子育て支援課
・介護保険事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。	高齢福祉課
・妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行います。	健康推進課
・障がいのある人の相談支援事業の充実を図ります。	社会福祉課

(2) 地域における人権尊重の環境づくり

市民が人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、思いやりのある人権感覚を身につけることができるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図り、人権教育・啓発の指導者の育成とともに、家庭、地域、学校、事業所などと連携して人権尊重の環境づくりを推進します。

① 人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報誌や啓発パンフレット、ホームページなどの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民や事業所に対して人権啓発を推進します。 ・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。 	人権推進課
・人権推進課と協働し、中学生による人権作文発表、パネル展示、人権講演会を開催します。	学校教育課
・人権侵害に関する実体験を通じて市民に人権尊重の大切さを考えるきっかけづくりの場となる人権教育講演会を開催します。	生涯学習課
・商工会、法人会等事業所等に、人権教育・啓発や情報の提供を行います。	産業振興課

② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。 体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施していきます。 偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 個性や能力を発見し、新たなコミュニティを形成する契機とするため、各種生涯学習講座を開催します。 	生涯学習課

③ 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークを構築します。 人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 市内の教職員の人権意識向上・人権感覚を高めるための研修会を実施します。 	学校教育課

④ 家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員、家庭、地域社会、行政の連携強化を図り、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。 参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、家庭、地域社会、行政の連携強化を図り、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課を中心に、保健センター、民生児童委員をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、家庭、地域を含めたトータルな子ども支援体制を構築します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支えあいの意識の向上を図ります。 中学生の代表を平和事業の先進地へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶ平和体験学習派遣事業を実施します。 	企画政策課

2 学校等における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

学校は、児童・生徒一人一人の人権が尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場であり、人格形成に大きな影響があります。

しかし、学校等における体罰やいじめなど、権利の主体である子どもに対する重大な人権侵害により、子どもを不登校や自殺に至らせるといった深刻な課題は依然として大きく、近年ではインターネット等の普及により、こうした問題は一層複雑化しています。

市民意識調査では、人権が尊重される社会の実現のためには、幼稚園・保育園、学校などでの人権教育（保育）の充実が必要と考える人の割合が高くなっています。また、教育を担う教職員を含め、人権にかかわりがある職場に努める人の人権意識の高揚が必要と考える人も多く見られます。

一方で、小中学生の人権啓発に関する作品展示や、中学生による「人権作文」の発表などは、多くの市民に認識されており、学校外への啓発としても効果が期待できることがみてとれます。

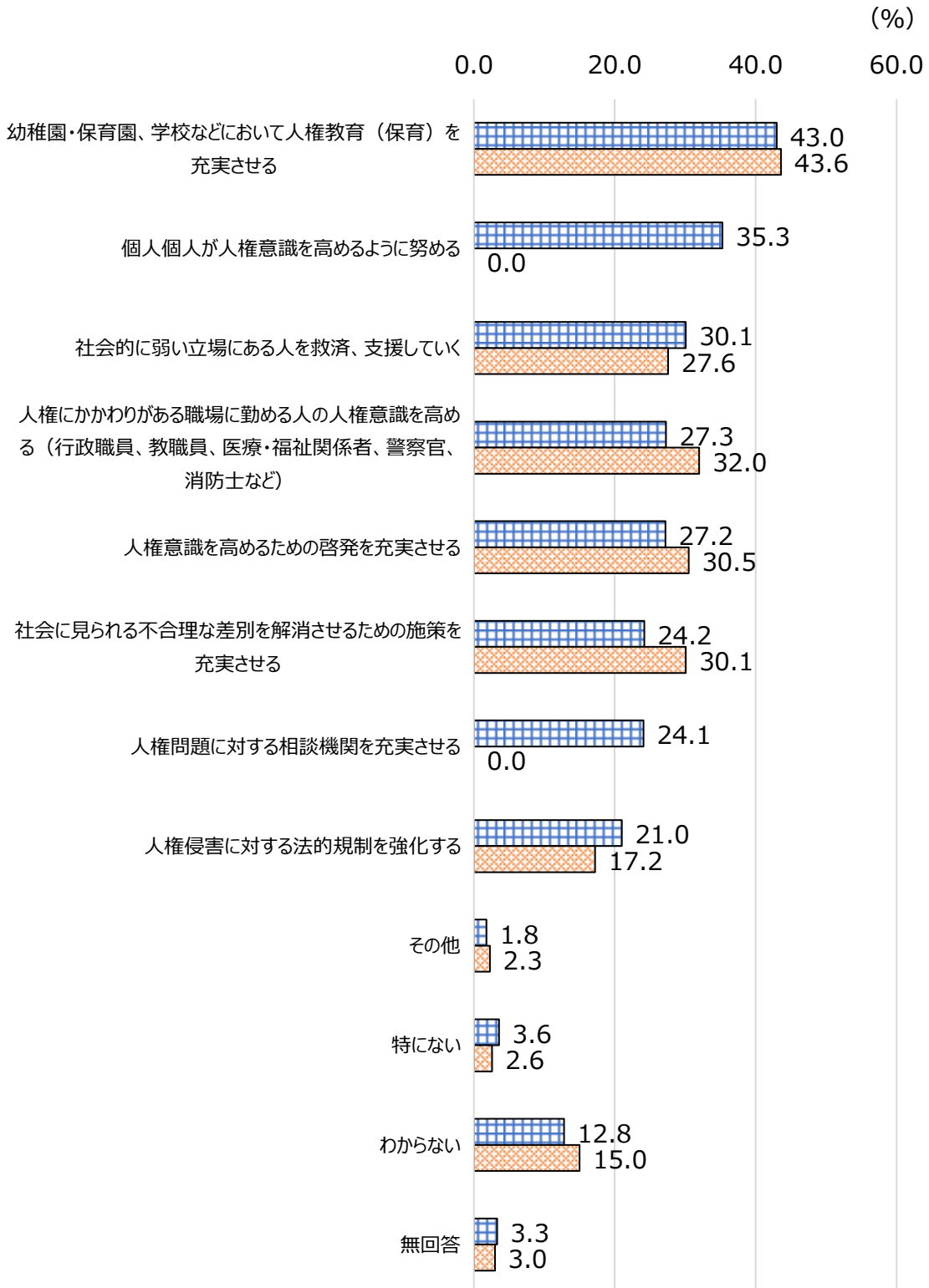
学校教育においては、多様な人々との交流の機会を設け、障がいのある人、子ども、高齢者、同和問題、外国人などに対するあらゆる差別や偏見をなくすことを目的とした人権尊重の教育を推進が重要です。

教職員については、人権研修の充実等を通じて、人権についての正しい知識を持ち、理解を深めることで人権意識の高揚を図り、指導力の向上に努める必要があります。

さらに、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、人権侵害をしない・させない意識を高める指導の充実が求められます。

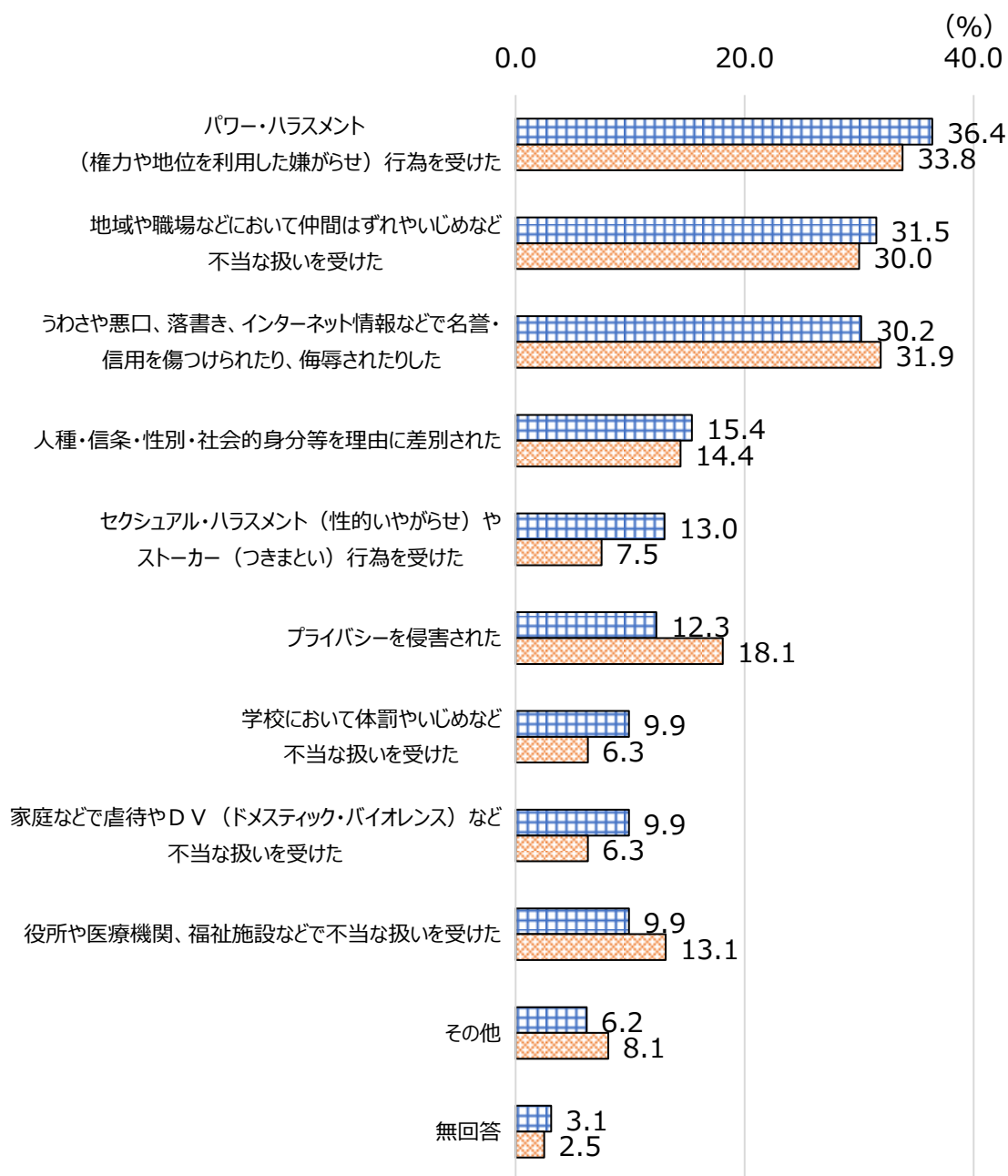
【調査結果】

問：人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。



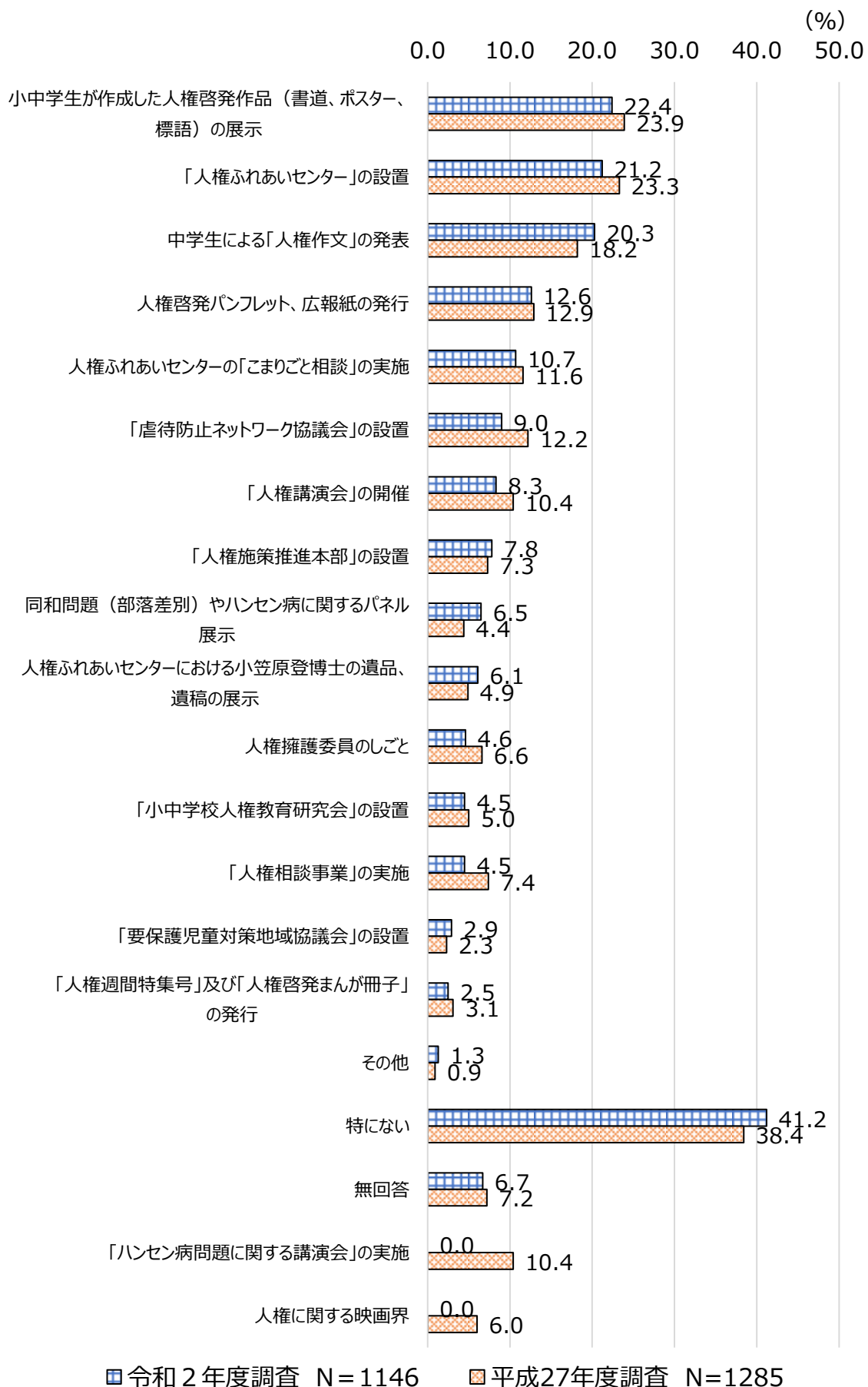
■ 令和2年度調査 N = 1146 ■ 平成27年度調査 N = 1285

問：自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。



■ 令和2年度調査 N=162 ■ 平成27年度調査 N=160

問：本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。



○ 取組の方向性

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実

生命の尊さや価値を知り、他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもたちを育てるため、また、学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげられるよう、すべての子どもの自己実現を目指す人権教育を推進します。

① 就学前教育の充実を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通して人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。 幼稚園、保育園においては、幼児の発達の特徴を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や各課と協力し、就学前相談の充実を図ります。 	学校教育課

② 学校教育の充実を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の発達段階に対応し、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるよう、人権教育の充実に努めます。 あま市小中学校人権教育研究会の支援や、各学校における人権教育の内容・方法などを取り入れた心の教育の充実を図ります。 気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法を導入します。 	学校教育課

③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実を図ります。 	学校教育課

④ 人権教育・保育の充実を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 各課と連携し、人権教育・保育の充実を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 花を育てる体験を通じて、人の思いやり、心の優しさを育むことにより、人権尊重の精神を身につける人権の花運動を実施します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を実施します。 	子育て支援課

(2) 保育士、教職員の資質向上を図る研修の充実

学校等における人権教育・啓発を推進する保育士、教職員が人権について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけることが不可欠であり、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上のための職員研修や人権に関する学習機会の充実を図ります。

① 保育士、教職員の指導力の向上を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・教員の資質向上のため、研修を充実します。 ・教育活動の支援や、個別の児童生徒の学習支援を行う非常勤や退職教員、ＡＬＴなどのスクールサポーターの充実に努めます。 ・今後の定年退職者増加に対応し、若い保育士、教職員の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。 ・人権学習に関する指導方法や教材開発を推進します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の資質や力量を向上するために、研修を充実します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高めます。 	生涯学習課

(3) 家庭・地域との連携強化

学校等における人権教育・啓発を効果的に推進するため、家庭・地域との情報を交換し、人権教育・啓発活動に一体となって取り組めるよう、連携の強化を図ります。

① 家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会で人材バンクを設置し、地域の人材を登録していただき、各学校において地域人材活用を促進します。 ・子どもの人権を守るため、スクールカウンセラーの設置等を通じ、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、関係機関との情報交換・連携を図ります。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。 	産業振興課

3 職場における人権教育・啓発の推進

○ 現状と課題

安心・安全に働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。また、企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、人権尊重の理念に基づいて、働く一人一人の人権が尊重される職場づくりと、すべての人の人権が尊重される住みよい社会づくりに努めることが求められています。

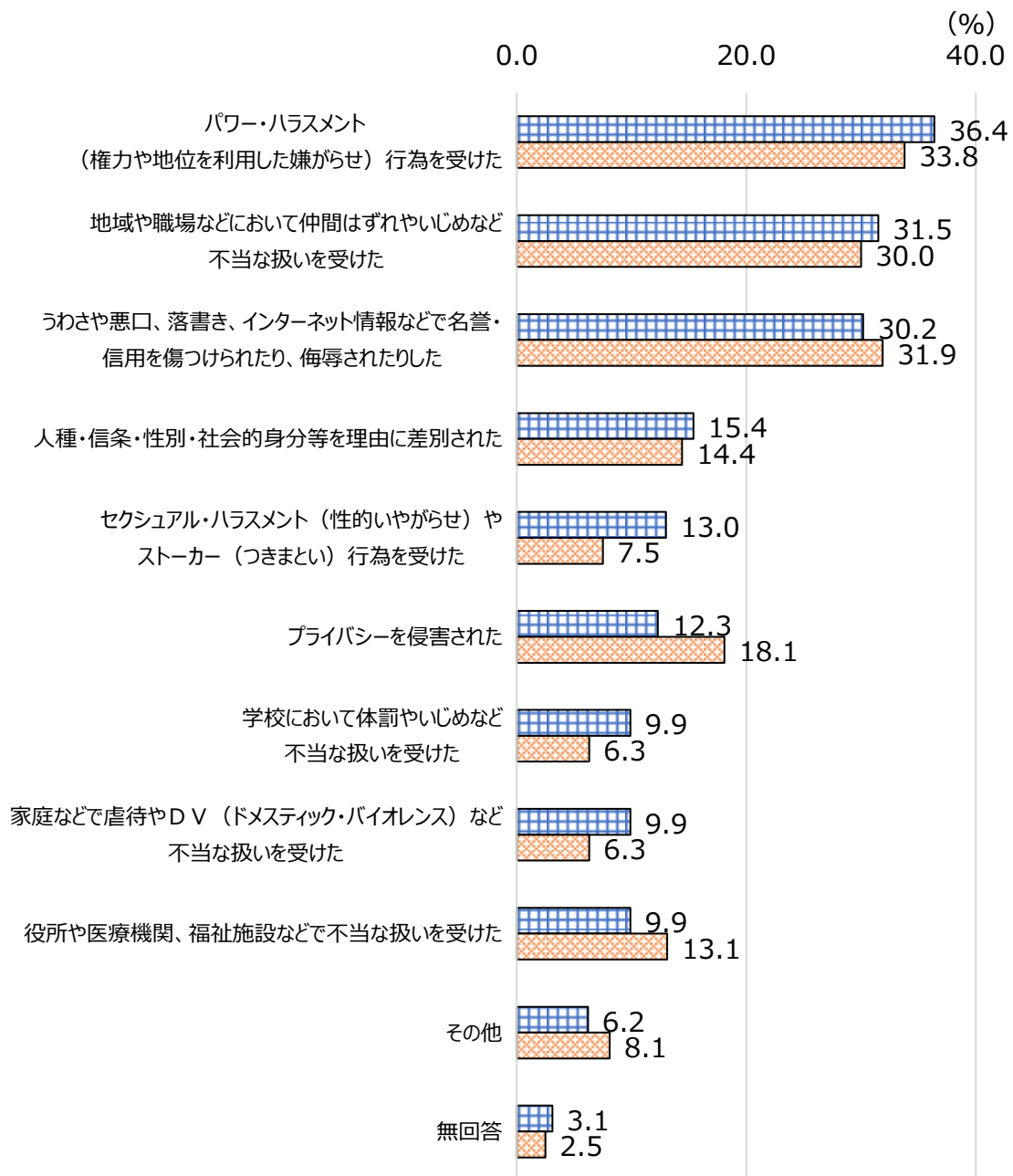
市民意識調査では、人権を侵害されたと感じている人では、パワー・ハラスメントや、職場での仲間はずれ、いじめを経験している割合が高くなっています。

職場においては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント※、採用選考における身元調査や採用試験での差別的な質問などの人権侵害が依然として残っていることが叫ばれており、企業は多くの人権問題を抱えていることが考えられます。

人権尊重意識の高い職場づくりと雇用・労働条件等の就労環境の整備、個人情報適正な管理等、社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、関係機関と連携しながら企業を対象とした人権研修の支援の充実が必要です。また、女性、障がい者、高齢者、外国人等、様々な事情を持つ人が働く場の環境を整備し、雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進し、誰もが働き続けられる体制を整えていくことが重要です。

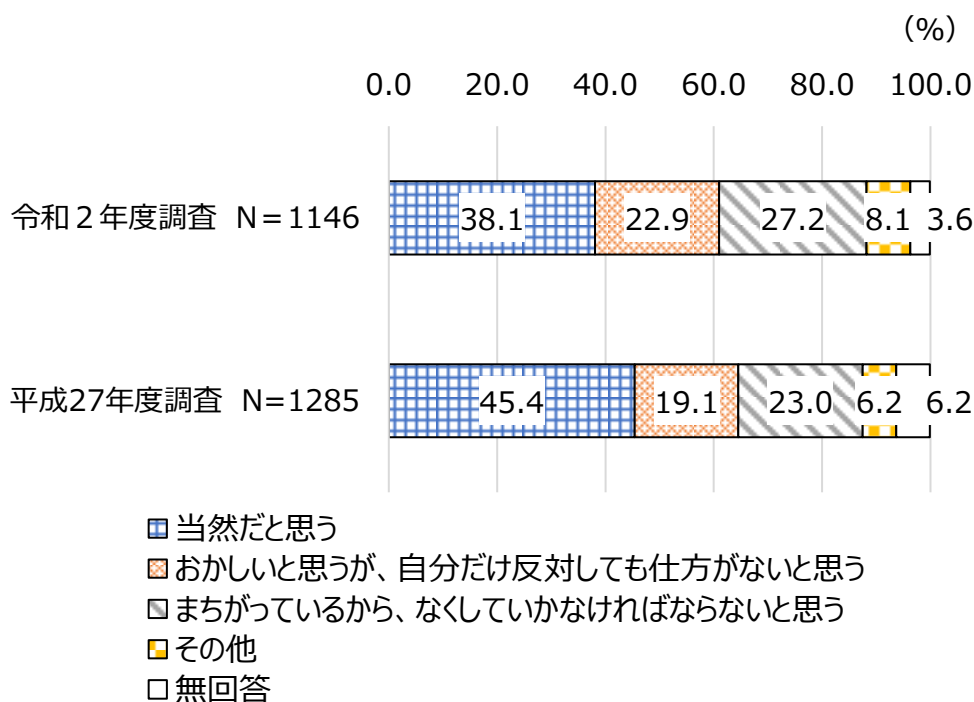
※マタニティ・ハラスメント・・・会社で働く女性が、妊娠、出産、子育てを理由に、企業から受ける解雇や雇い止めといった不利益な扱いや、妊娠や出産にあたって職場で受ける嫌がらせ等、精神的・肉体的なハラスメントを意味します。

問：自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。(再掲)



■ 令和2年度調査 N=162 ■ 平成27年度調査 N=160

問：企業が採用選考のときに身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか。



○ 取組の方向性

(1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実

企業等においては、コンプライアンス（法令遵守）の取組を取り入れる動きが広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同参画社会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、高齢者や若年層など就労困難層の雇用、個人情報やプライバシーの保護や環境保護など、人権問題解決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の主体的な人権教育・啓発を支援します。

① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 企業等に対して研修教材としてのリーフレットなどの作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。 人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報の保護や情報管理に関する啓発を行います。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 広報誌などにより伝統産業などを紹介します。 商工会との連携に努めます。 	産業振興課

(2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境を整備するよう、労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消を目指し、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を進めます。

① 雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 企業等における人材の採用に当たっては、個人の能力と適正に基づく公正な採用選考の確立を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、周知徹底に努めます。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。 巡回労働相談や特定社会保険労務士による派遣労働相談を実施します。 	産業振興課

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められます。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対して、研修やパンフレット配布等による人権教育・啓発の充実に努めます。

① 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> より高い人権意識を持って職務に従事できるよう、市職員の講演会などへの参加促進を図り、市民に対して人権尊重を基本とする接遇・市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき人権感覚を身につけられるよう、研修や学習機会を一層充実します。 	人事秘書課

② 教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 教員の資質向上のため、研修を充実します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 人権侵害に関する実体験を通じて市民に人権尊重の大切さを考えるきっかけづくりの場となる人権教育講演会を開催します。 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> 保育士の資質や力量を向上するために、研修を充実します。 	子育て支援課

③ 福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育啓発を充実します。

【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県等が実施する障がい者の権利擁護と虐待防止に関する研修等の情報を市内障害福祉サービス事業所等に提供します。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の代表者による虐待等防止ネットワーク協議会を開催します。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題県民講座や職員人権研修に参加し、情報提供などの支援を行います。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等人権啓発指導者研修会に参加し、情報提供などの支援を行います。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員に対し、人権講演会等への参加を呼びかけ、人権意識の高揚を図ります。 	安心安全課

4 人権擁護の推進

○ 現状と課題

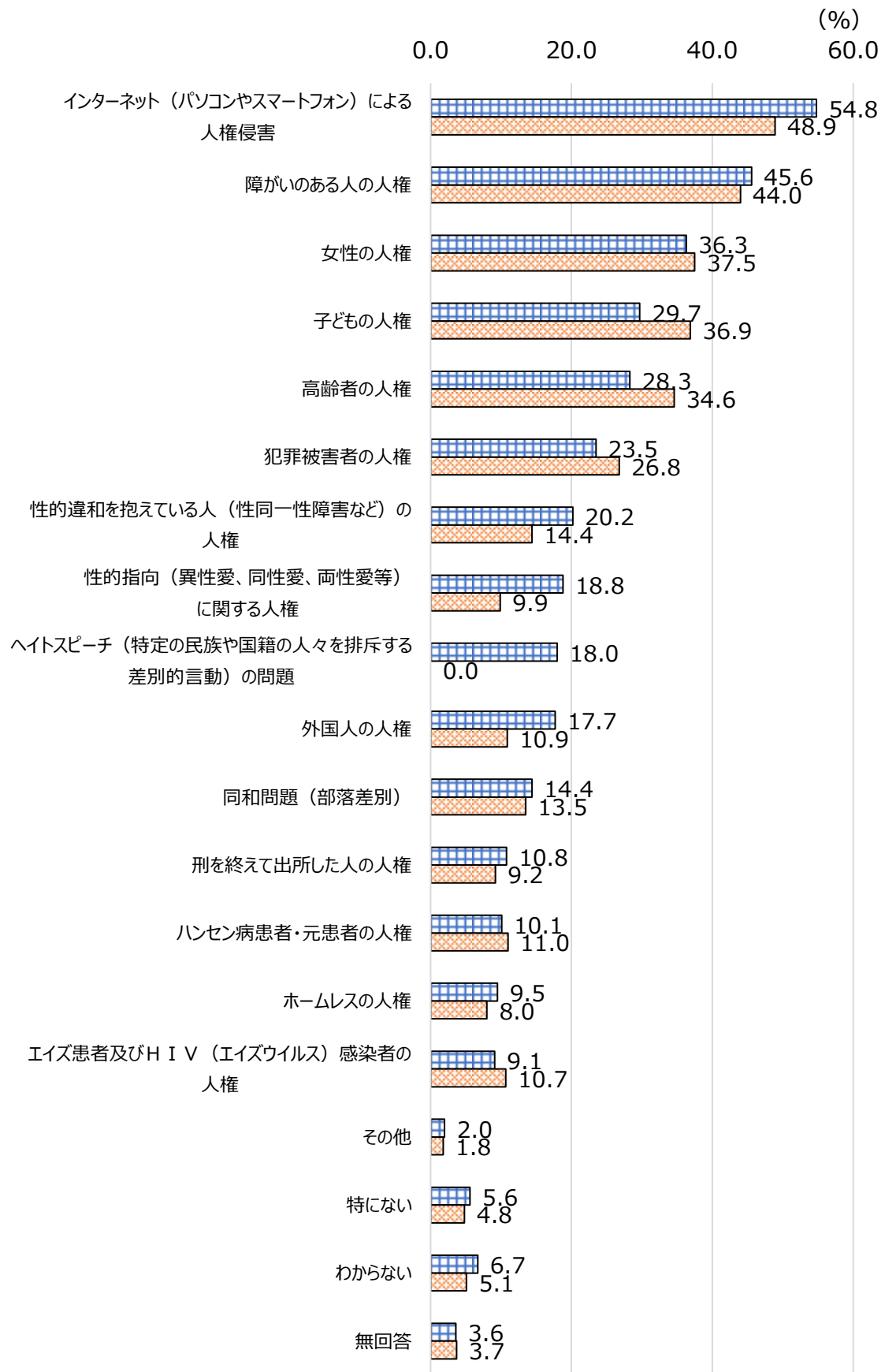
インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用し、ホームページの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みや、個人情報を暴き立てる行為など、人権侵害や差別を助長しています。近年では、インターネット上での誹謗中傷が発端となり、訴訟問題にまで発展したり、デマや嘘の情報を通じて多くの人々の人権を損害する事案が発生するなど、非常に深刻化しています。

市行政の業務の遂行に当たっては、多くの個人情報が収集、利用、管理されており、職員一人一人が個人情報保護の重要性を認識し、実際に個人情報の保護を実践できることが重要です。特に、昨今では企業等による大規模な個人情報の流出がニュースで取り上げられており、個人情報の取り扱いには一層の注意が必要です。

市民意識調査では、日本の社会における重要な人権問題として、インターネットによる人権侵害を挙げる割合が最も高くなっており、平成27年度市民意識調査と比較すると、5ポイント以上高くなっていることから、インターネットによる人権侵害に対する問題意識が大きくなっていることが分かります。

こうした状況から、今後は、個人情報保護の体制の一層の強化や、プライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発活動を引き続き推進していく必要があります。また、インターネットやプライバシーの問題に対する相談窓口や支援体制を充実するとともに、相談窓口や支援制度の情報の周知徹底を図ることが必要です。

問：日本の社会における人権にかかわる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。



■ 令和2年度調査 N=1146 ■ 平成27年度調査 N=1285

○ 取組の方向性

(1) 個人情報保護の体制強化

市民に関する個人情報の適正な収集、利用、管理などを徹底するため、市職員の意識向上や個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

① 市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・あま市個人情報保護条例の適正な運用のための助言、指導等を行い、個人情報の適切な管理体制を構築します。	総務課
・個人情報の悪用を防ぐための制度の周知に努めます。	市民課
・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。	情報推進課

(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

様々な人権問題に対する悩みや差別の解消に向けて、市民が相談やサービスを利用しやすくなるよう、相談・支援体制を充実します。

① 様々な人権問題に対する相談・支援体制を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の問題や隣近所とのトラブル等によるいじめや差別など、様々な生活上の問題についての相談に応じます。 ・多様な人権問題に対して、広報、パンフレット、市ウェブサイトなどを用いて、人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発活動を充実します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関や関係機関、関係団体などと、あま市虐待等防止ネットワーク協議会のネットワークによる効果的かつ効率的な相談体制の構築を進めます。 ・虐待を発見した場合の通報義務の周知等、虐待対応マニュアルを作成します。 ・高齢者 DV の被害者の身体的及び精神的ダメージを軽減するため、一時的な施設入所体制の強化を推進します。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施します。 ・身体などに障がいのある本人、家族に対しての相談支援を通じ、適切な相談機関やサービスにつなげます。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談、母子家庭等相談を実施し、家庭生活を取り巻く様々な悩みごとなどに関する相談支援を相互的に行います。 ・女性への DV 防止や、DV 被害者の保護・支援のため、各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行います。 ・虐待を発見した場合の通報義務の周知等、虐待対応マニュアルを作成します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブル等についての相談に応じます。 	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自殺予防対策を推進するため、ゲートキーパー養成研修を行います。 ・自殺の危険性が高い方の早期の発見、早期対応を図るため、個別相談会を実施します。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。 	関係各課

第4章 重点課題と取組の方向性

1 女性

○ 現状と課題

昭和54年（1979年）に女性の権利を包括的に保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が国連で決議され、女性の人権尊重の重要性が確認されました。我が国は、昭和60年（1985年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）の制定など、国内法の整備を図り、女子差別撤廃条約を批准しました。

平成11年（1999年）に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、21世紀の我が国社会を決定する重要課題であると位置付けています。

職業生活の分野においては、男女共同参画を重点的に推進するため、平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を施行し、地方公共団体や企業等に女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を求める等の取組を進めています。

女性に関わるさまざまな問題、解決すべき課題の背景には性別による固定的役割分担意識やジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に基づく偏見や不平等があります。

市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」や、「職場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」が多く答えられています。また、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」や「固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）」の割合は、前回の調査に比べて7ポイント程度高くなっており、女性に対する人権侵害の深刻さを伺うことができます。

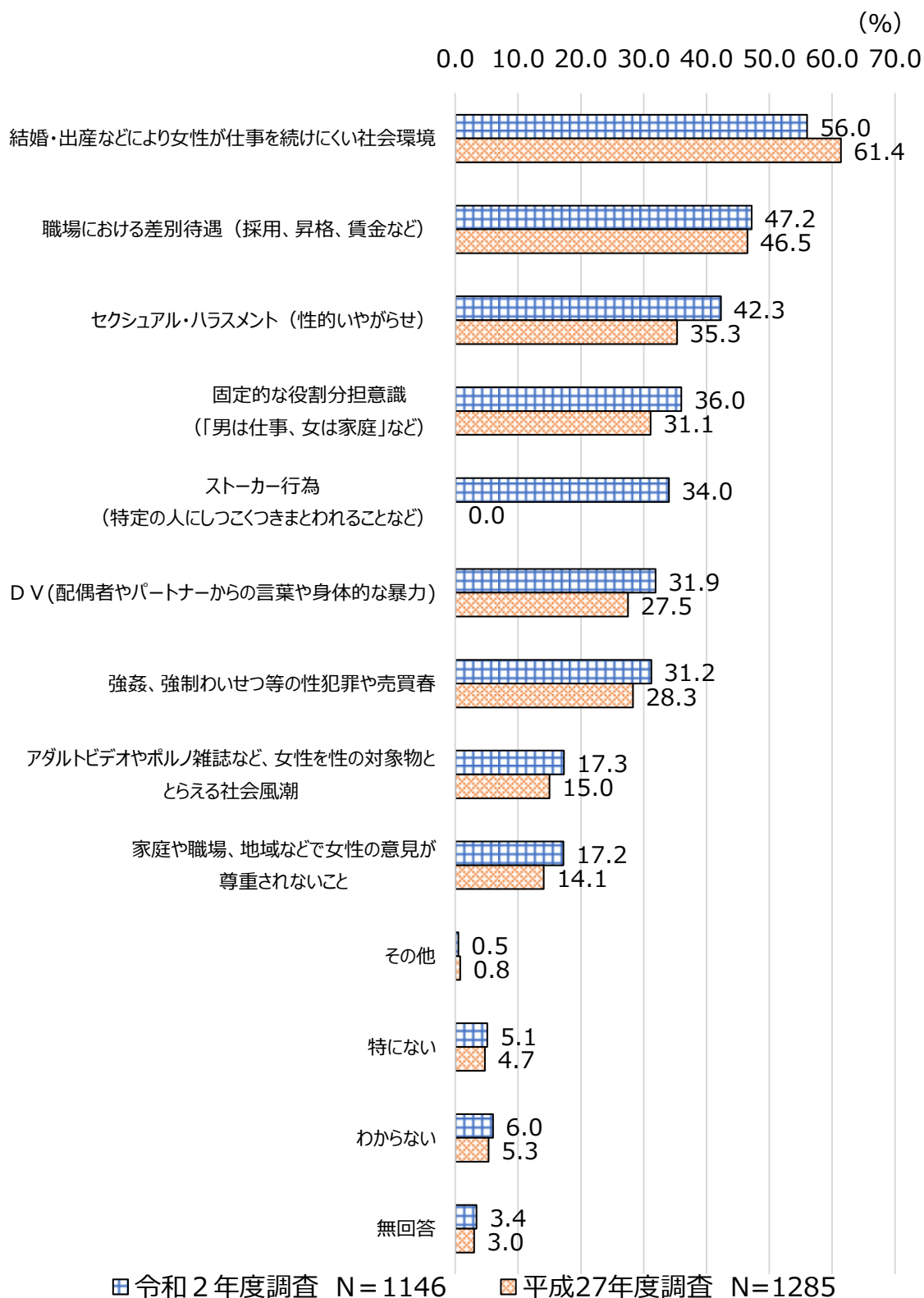
また、男女間の暴力に関しては、平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行（平成26年（2014年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法改正）されました。

DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいと言われています。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題があります。

今後は、「あまし男女共同参画推進条例」（平成24年（2012年）4月施行）に基づき策定した「あまし男女共同参画プラン」に基づき、一人の人間として男女が互いにその人権を尊重し合い、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

女性の人権に関する動向	
昭和 60 年（1985 年） 6 月	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）締結
昭和 60 年（1985 年） 4 月	「男女雇用機会均等法」施行
平成 11 年（1999 年） 6 月	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12 年（2000 年） 11 月	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行
平成 13 年（2001 年） 10 月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行
平成 22 年（2010 年） 12 月	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
平成 24 年（2012 年） 4 月	「あま市男女共同参画推進条例」施行
6 月	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定
9 月	「あま市男女共同参画プラン」策定
平成 27 年（2015 年） 4 月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正法施行
9 月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行
12 月	「第 4 次男女共同参画基本計画」策定
平成 29 年（2017 年） 1 月	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）改正法施行
3 月	「あま市男女共同参画プラン（改訂版）」策定
平成 30 年（2018 年） 5 月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
令和元年（2019 年） 6 月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）改正法施行
令和 2 年（2020 年） 4 月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正法施行
6 月	「男女雇用機会均等法」改正法施行
12 月	「第 5 次男女共同参画基本計画」策定
令和 3 年（2021 年） 3 月	「第 2 次あま市男女共同参画プラン」策定
6 月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

問：女性に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 取組の方向性

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画や男女平等の意識の高揚に向けて、生涯にわたる学習及び啓発の充実を図ります。

① 男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。 ・男女共同参画が生活の中に定着するために「男女共同参画週間・月間」などの取組を広報紙、パンフレット、ウェブサイトなどの各種媒体により啓発します。 ・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成が図れるよう、啓発活動を推進します。 ・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、様々な学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。 	人権推進課
	生涯学習課

(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）への啓発とともに、女性の職業能力開発・就労継続への支援など、女性の人権が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

① 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの必要性についての情報提供を積極的に行います。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時預かり、延長保育を充実します。 ・ひとり親家庭への就業支援を充実します。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備、関係法制度などの広報・啓発、情報提供などについて、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。 ・事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。 	産業振興課

(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図ります。

① 女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。 ・あま市DV防止計画を推進します。 	人権推進課
② 女性に対する暴力の被害者支援を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。 ・被害者の状況に応じて迅速に対応できるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備充実に努めます。 ・労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県と連携して相談に応じます。 	子育て支援課
	産業振興課

(4) 女性のエンパワーメント*

男女共同参画によるまちづくりを更に推進していくために、女性が自らの意見を表明して行動を起こしていく能力を身につけ、高めていくとともに、様々な政策・方針の決定に参画できる体制を整備します。

① 意思決定機関への女性の参画を促進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員の登用を積極的に関係各課へ働きかけ、登用状況を定期的に調査及び公表し、女性登用を推進します。 ・積極的に社会へ参画している女性を発掘し、男女共同参画の推進を担う人材育成を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所における女性職員の管理職登用(ポジティブ・アクション：積極的改善措置)を促進します 	人事秘書課
<ul style="list-style-type: none"> ・あま市女性の会への補助金交付等、女性の社会参画促進や社会教育及び地域社会の発展を図ります。 	生涯学習課

※エンパワーメント・・・女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。

② 女性活躍推進法に基づく事業に関する情報提供を充実します。

【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。 	人権推進課

(5) 生涯を通じた健康支援

各ライフステージに応じた健康づくりへの支援や相談、各種検診等の充実を図り、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、必要な支援を推進します。

① 心とからだの健康づくりを支援します。

【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供を行います。 健康な食生活や食育、がん予防に関する生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行うとともに、健康教室・健康相談事業等を充実します。 	健康推進課

② 性差を踏まえた健康づくりを支援します。

【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、その不安を少しでも取り除くための相談、指導体制を充実します。 女性に特有のがんの早期発見・治療につなげるため、適切な知識やがん検診の必要性について情報提供、普及啓発を図ります。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> 要保護女子等に、生活相談など自立に向けた相談に応じ、悩みごとの解決を図ると共に、併せて必要に応じ適切な保護を行います。 母子等の人権を尊重し、経済的、精神的安定と自立を図ります。 	子育て支援課

2 子ども

○ 現状と課題

国は、日本国憲法の下、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」、昭和26年（1951年）に「児童憲章」を定めるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度を整備し、国連の「児童の権利に関する条約」についても、平成6年（1994年）に批准しました。

核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域社会の結びつきの希薄化により、子育てが孤立し、身近に相談できる相手を持たずに悩む親が増え、さらには育児ストレスや過保護（過干渉）、行き過ぎた放任（ネグレクト）などが虐待につながる場合があります。

こうした中で、家庭における児童虐待、学校におけるいじめや体罰などの人権侵害や、不登校、ひきこもり、自殺、子どもの貧困など、子どもをめぐる問題が深刻化しています。また、インターネットやスマートフォン・携帯電話、携帯ゲーム機など電子機器・情報機器の発展と普及などにより、有害情報の氾濫や商業的性的搾取の問題が深刻化しています。さらには少年犯罪や子どもを狙った犯罪が増大し、凶悪化するなど、痛ましい事件は後を絶ちません。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、子育て家庭にかかる経済的負担は増大しています。国民生活基礎調査では令和元年（2019年）の「子どもの貧困率」は13.5%となっており、約7人に1人が貧困状態とされています。とりわけ、ひとり親世帯では、子どもの貧困率が48.1%と、2人に1人が経済的な困難を抱えています。学習や進学、生活習慣の定着などの面でも厳しい状況に置かれている子どもたちへの支援が必要です。

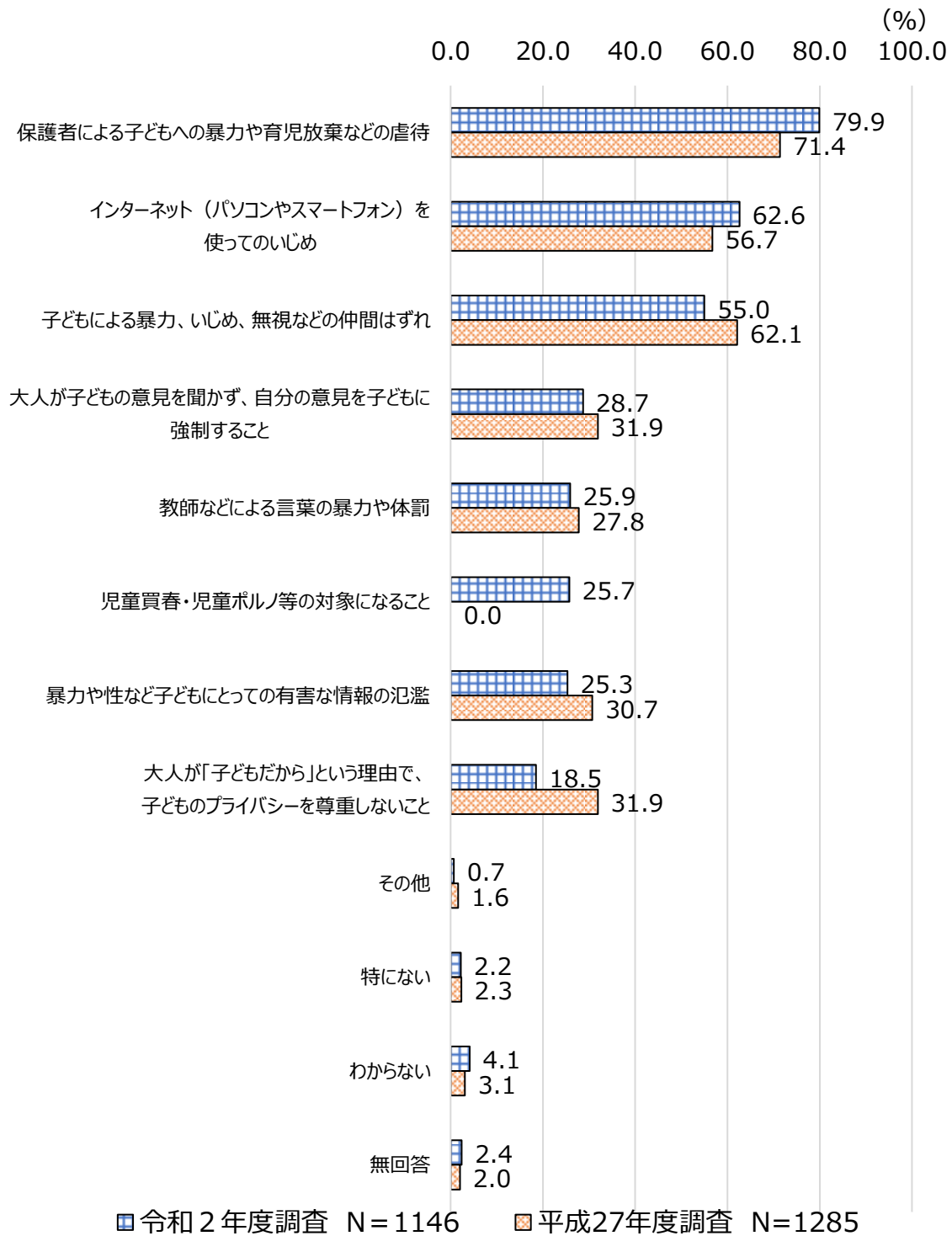
市民意識調査によると、子どもに関する人権上の問題については、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」（79.9%）、「インターネット（パソコンや携帯電話）を使ってのいじめ」（62.6%）、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」（55.0%）が上位に挙げられ、前回調査と同様に、児童虐待やいじめが課題となっています。

子どもは大人以上に人権を侵害されやすく、弱い立場にあり、社会的に保護され、守られなければならない存在です。一方で、「子どもは、一人の人間として自ら考え行動しながら、人格を形成していく存在である。」（子どもの権利条約）こと、子どもの成長は大人たちの責任であることを認識し、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題・解決のために相談・支援体制の充実が重要となっています。

子どもは権利の主体であり、大人と共に社会を構成するパートナーです。令和2年（2020年）3月に策定した「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校などと連携を深め、地域社会全体で子どもを守り育てるために、一体となった取組が必要とされています。

子どもの人権に関する動向	
平成6年（1994年） 4月	「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）締結
平成10年（1998年） 4月	「児童福祉法」改正
平成11年（1999年） 5月	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行
平成12年（2000年） 11月	「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行
平成22年（2010年） 4月	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成25年（2013年） 9月	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26年（2014年） 1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）施行
6月	「児童ポルノ禁止法」改正法施行
平成27年（2015年） 3月	「少子化社会対策大綱」策定
3月	「あま市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成28年（2016年） 4月	「あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例」施行
平成29年（2017年） 4月	「児童福祉法及び児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行
平成30年（2018年） 2月	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）改正法施行
令和2年（2020年） 3月	「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」策定
4月	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行

問：子どもに関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 取組の方向性

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する意識を広く市民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

① 子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支えあいの意識の向上を図ります。	人権推進課
・参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。	子育て支援課
・子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見をいかす機会の提供に努めます。	学校教育課
・子育て中の親への情報提供や、就学中の子どもを持つ親を対象とした学習講座など、子どもの人権に関する学習機会を充実します。	生涯学習課
・中学生の代表を平和事業の先進地へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶ平和体験学習派遣事業を実施します。	企画政策課

(2) 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもの成長過程に応じた適切な子育てを保護者が行うことができるように支援し、子どもの豊かな人間性を育み、健やかに育つ環境づくりを、家庭や地域、学校、子育て支援機関など地域全体が一体となって総合的に推進します。

① 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育てで家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。	子育て支援課
・子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進します。	学校教育課
・福祉体験学習の実施を通じ、様々な障がいに対する子どもの理解を促進します。	
・育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に対し、子育てネットワークや支援ボランティアが相談や助言を行い、あわせて親同士の交流を図ります。	生涯学習課
・子どもの情操や社会性を醸成し、自然体験を通じ、地域の水文化や歴史について学習する機会を提供します。	
・保護者の心配・不安に対する助言、成長確認を通して、保護者が安心して子育てできるよう支援します。	健康推進課
・育児支援や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問による相談・助言指導を実施します。	

(3) 人権教育（保育）の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であるため、子どもの発達段階における人権教育（保育）を推進するとともに、子育て家庭に対する相談・助言を行います。また、子どもの幸せを第一に考えた子育て支援を充実します。

① 人権教育（保育）を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切にする心を育てる保育」の推進に努めます。 ・保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修の充実を図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営にいかすように努めます。 ・保育園において、人権擁護委員による園児とのふれあい会を実施します。 	<p>子育て支援課</p>
	人権推進課

② 子どもの人権を尊重する子育て支援を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行います。 ・今後の定年退職者増加に対応し、若い保育士、教職員の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。 ・市内保育所や児童クラブにて、人権擁護委員による人権教室を開催し、人権に対する理解を深めます。 	<p>子育て支援課</p>
	人権推進課

(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努め、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、これらの問題の予防、早期発見、早期解決に向けた体制づくりを強化します。

① 児童虐待の防止への取組を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。 ・あま市虐待等防止ネットワーク協議会や実務者会議において各担当の事例（児童・高齢者・障害者・DV等）を研究し、今後の対応に活用できる体制を整備します。 ・あま市要保護児童対策地域協議会を設置し、被虐待児童の早期発見・対応を可能とする体制を整備します。 ・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の早期発見と未然防止に努めます。 	<p>子育て支援課</p>
	健康推進課

② いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。

【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取組により、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話しあう機会を提供します。・引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。・あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 28 年（2016）施行）に基づき、いじめ防止等に向けた取組を推進します。	学校教育課

3 高齢者

○ 現状と課題

我が国では、平均寿命が延伸する一方、出生率の低下による少子化などの影響により、世界的に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、「令和3年版高齢社会白書」によると、2021年（令和3年）10月1日現在、我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は28.8%と、4人に1人以上が高齢者となる超高齢社会を迎えています。

国は平成7年（1995年）の「高齢社会対策基本法」に基づく「高齢社会対策大綱」の閣議決定を始め、平成12年（2000年）の「介護保険制度」開始や平成17年（2005年）の「介護保険法」の制定等を通じて、高齢者を社会全体で支える仕組みづくりを進めてきました。

また、平成18年（2006年）の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の施行、同年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行など、高齢者の虐待防止、自立支援、尊厳の確保を図っています。

しかし、介護を必要とする要介護認定者や認知症の高齢者の増加に伴い、介護の長期化や介護者の高齢化による介護力の低下、家庭の経済状況の変化なども相まって高齢者本人または介護者の心身の負担が重くなっている状況も見られ、これらを起因とした身体的虐待、経済的虐待、介護放棄などの高齢者虐待の防止が課題となっています。さらに、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの問題や、最近では、「振り込め詐欺」に代表される高齢者を標的にした詐欺事件や悪徳商法の被害に遭うケースといった、判断能力が十分でない高齢者の財産管理の問題も増加しています。

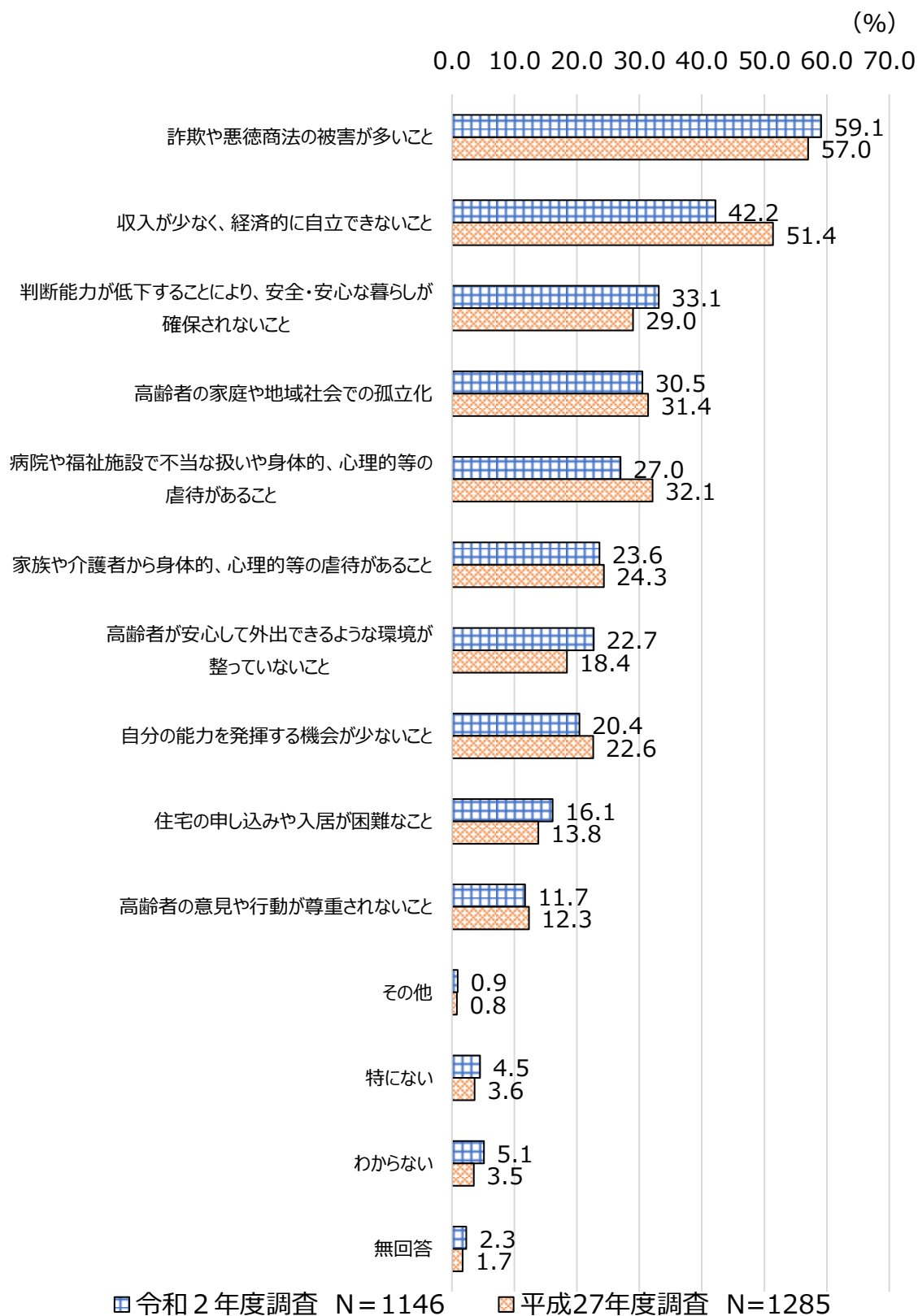
市民意識調査によると、高齢者に関する人権上の問題については、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」（59.1%）、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」（42.2%）、「判断能力が低下することにより、安全・安心な暮らしが確保されないこと」（33.1%）が前回調査と同様に上位に挙げられ、引き続き高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

高齢者の人権を守るためには、医療や福祉だけでなく、多方面からの総合的な対応を図るため、ネットワークづくりや、相談窓口の充実が求められます。介護サービスの基盤の整備や介護サービスの向上を推進するとともに、医療・福祉・介護従事者等へ的高齢者の人権に関する研修や、一般市民の意識の高揚に努めることが重要です。

また、高齢者を「弱者」とする画一的な見方や、老いに対する偏見や差別を解消し、高齢者が健康で生きがいを持ちながら、自分らしく生活することができるよう、取り組んでいくことが大切です。

高齢者の人権に関する動向	
平成6年（1994年）	9月 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」（ハートビル法）施行
平成7年（1995年）	12月 「高齢社会対策基本法」施行
平成8年（1996年）	7月 「高齢社会対策大綱」閣議決定
平成12年（2000年）	4月 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）改正法施行
	11月 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）施行
平成18年（2006年）	4月 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）施行
	4月 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）改正法施行
	12月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
平成30年（2018年）	2月 「高齢社会対策大綱」閣議決定
令和元年（2019年）	6月 「認知症施策推進大綱」閣議決定

問：高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 取組の方向性

(1) 高齢者に対する理解の普及

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識の普及や高揚を図るための啓発を推進します。

① 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 市民が高齢者の人権や高齢化についての理解を深めるために、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体とともにパンフレットなどによる啓発を充実します。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう、啓発活動を実施するとともに、認知症サポーターの養成を推進します。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。 	学校教育課

(2) 安心して暮らすための支援

高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉・介護サービス等の充実を図ります。

① 利用者本位の福祉・介護サービス等の提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。 高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供するとともに、介護を担っている家族に総合的な支援を図ります。 あま市高齢者地域見守り協力に関する協定など、高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。 高齢者虐待に対応するマニュアルの活用や、虐待防止ネットワークの充実を図ります。 介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等に対する地域の支えあいの体制づくり推進します。 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括支援ケアシステムを構築します。 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業の場を通じ、高齢者の心身の健康増進を図ります。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進、ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付、災害時のボランティア支援活動など、様々な支援を行います。 	社会福祉課

(3) 高齢者の生きがい活動への支援

多くの高齢者が生きがいを見だし、生きがいのある生活を持続することができるよう、住み慣れた地域で、様々な分野で活躍できる場所及び機会を提供します。

① 地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・ 老人クラブ活動の充実を図ります。	高齢福祉課
・ 高齢者の生きがいや健康づくり活動に貢献するとともに、高齢者が本事業を通じて培った知識を活かし、地域発展の一助となるための事業を展開します。	生涯学習課
・ 老人福祉センターでの高齢者を対象とした生涯学習の場を確保し、地域にあわせた活動や交流ができるよう支援します。	人権推進課
・ 高齢者が気軽に行えるスポーツ事業を推進し、地域でのボランティア指導者の育成・活動に対する支援を行います。	スポーツ課
・ 男性高齢者を対象に、生きがい対策や自立支援、ひきこもり防止のための講座を行います。	健康増進課

(4) 権利擁護の充実

関係機関によるネットワークを活用した高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見制度についての情報提供、悪質商法や詐欺の被害を抑止する対策など、高齢者の権利擁護に関する取組を推進します。

① 高齢者に対する権利擁護についての情報提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・ 認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会と連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。	高齢福祉課
・ 高齢者虐待に対応するためのマニュアルの活用や、早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。	
・ 高齢者に対する権利擁護について啓発を行います。	人権推進課

② 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・ 地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を、社会福祉協議会と連携し充実します。	高齢福祉課
・ 地域包括支援センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐための助言や情報提供を行います。	
・ 消費者被害を未然に防止するため、海部地域消費生活センターの紹介など、必要な情報提供を行います。	産業振興課
・ 海部地域消費生活センターからの巡回相談を設置し、消費者の相談に対応します。	

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるよう、愛知県「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

① 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
・地域の道路・歩道の整備を推進し、高齢者が安全に移動できる環境づくりに努めます。	土木課
・高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物などの整備を促進します。	都市計画課

4 障がいのある人

○ 現状と課題

国においては、平成 23 年（2011 年）6 月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）成立、同年 8 月「障害者基本法」の改正、翌平成 24 年（2012 年）年 6 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）成立、さらに平成 25 年（2013）年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）成立を経て、平成 26 年（2014 年）1 月に障害に基づくあらゆる差別を禁止した「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を締結しました。

本市では「第 2 次あま市障がい者計画」、「第 6 期あま市障がい福祉計画」及び「第 2 期あま市障がい児福祉計画」に基づき、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支えあう共生社会の実現」の構築を目標に、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあい、地域におけるノーマライゼーションの推進を通じて、障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域社会で孤立することなく、社会とのつながりの中で自らの役割を高めていくことができる、共生社会の実現を目指しています。

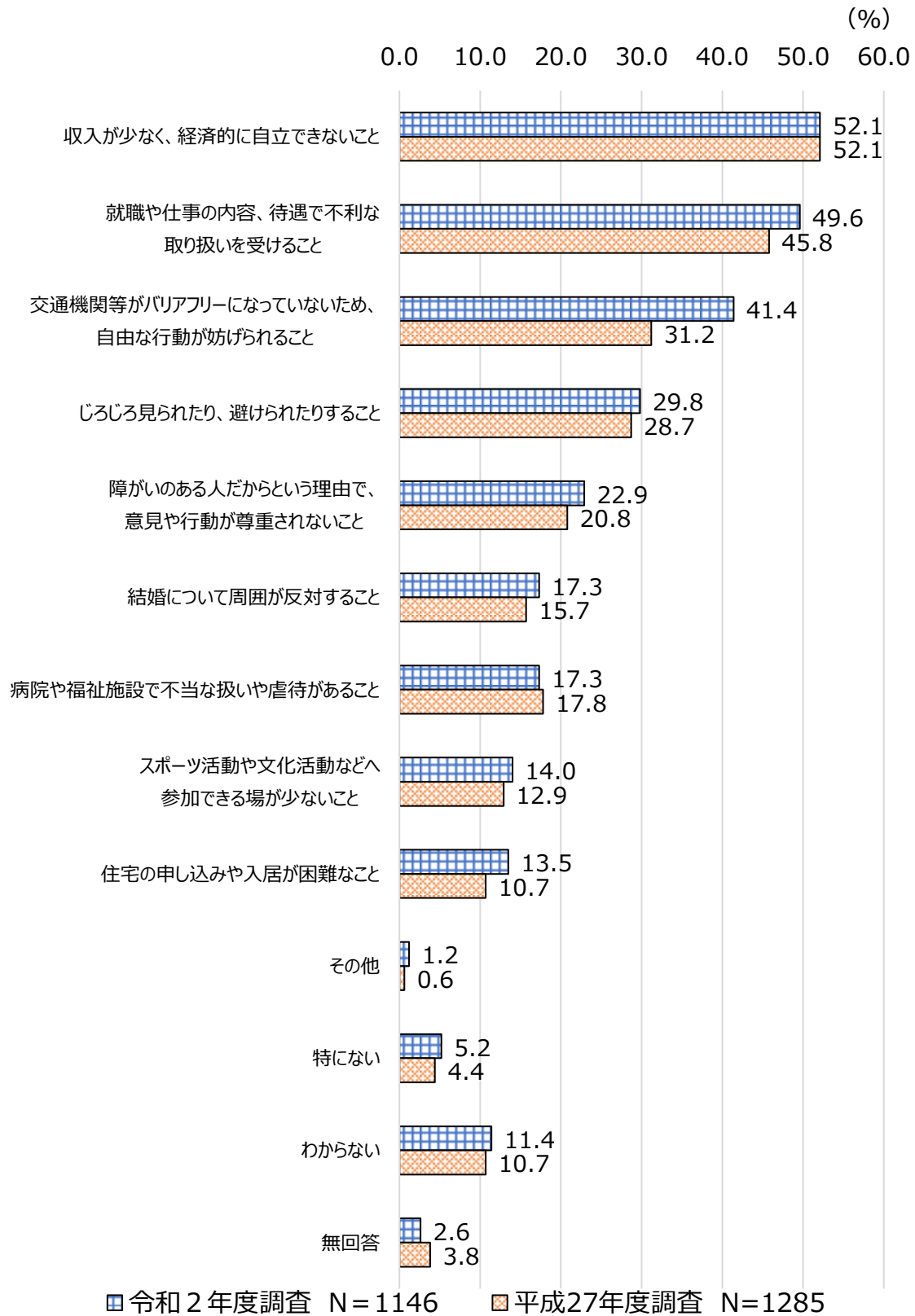
市民意識調査によると、障がいのある人に関する人権上の問題については、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」（52.1%）、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」（49.6%）、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」（41.4%）が上位に挙げられており、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりが引き続き課題となっています。

障がい者問題についての理解は、これまでの取組と近年の人権意識の高揚により、一定の広がりを見せてはいますが、同情的な態度であったり、障がい者を対等な一人の人間として認識できていないなど、不十分な面も見られます。

こうした中で、障がい者の人権を守るために、各種制度や支援、設備の整備といったハード面でのバリアフリー化と共に、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深め、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう「心のバリアフリー」を推進することが求められます。

障がいのある人の人権に関する動向	
昭和45年(1970年)5月	「心身障害者対策基本法」施行
昭和50年(1975年)12月	「障害者の権利宣言」国連採択
昭和63年(1988年)4月	「身体障害者雇用促進法」改正法施行(「障害者雇用促進法」に改称)
平成5年(1993年)12月	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
12月	「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成6年(1994年)9月	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」(ハートビル法)施行
平成11年(1999年)4月	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行
平成12年(2000年)11月	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)施行
平成14年(2002年)10月	「身体障害者補助犬法」施行
12月	「障害者プラン～重要施策実施5か年計画」策定
平成16年(2004年)6月	「障害者基本法」に「障害を理由とする差別禁止」の規定追加
平成17年(2005年)4月	「発達障害者支援法」施行
平成18年(2006年)10月	「障害者自立支援法」施行
12月	「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)国連採択
平成23年(2011年)8月	「障害者基本法」改正法施行
平成24年(2012年)10月	「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行
平成25年(2013年)4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)施行
平成26年(2014年)1月	「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)批准
平成28年(2016年)4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行
平成30年(2018年)3月	「障害者基本計画(第4次)策定
6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(障害者文化芸術推進法)施行
令和2年(2020年)4月	「障害者雇用促進法」改正法施行

問：障がいのある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 取組の方向性

(1) 障がいのある人に対する理解の普及

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいのある人に対する理解の普及・啓発を推進します。

① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報誌、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。 障がい者の人権に関する正しい認識と理解を深めるための学習機会を充実し、人権尊重思想の普及高揚を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。 障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発を実施します。 広報誌やウェブサイト等を通じて、障害者差別解消法の周知を図ります。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。 障がいのある児童・生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画を作成します。 	学校教育課

② 障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に対する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めめます。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育において、福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 各児童クラブ等における、障がいのある児童の受け入れ体制を強化します。 	子育て支援課

(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援

障がいのある人の地域における自立・社会参加において、雇用・就労、文化、スポーツ・レクリエーション活動は重要であり、障がいのある人の特性に応じた体制整備及び支援を行います。

① 障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が適切な職業に従事することができるよう、職業訓練・就業あっせんのため、障がい者施設やハローワークとの連携を図ります。 障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるよう、関係機関と連携して支援します。 障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。 	社会福祉課
② 障がいのある人の社会参加の機会の提供を支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳者による窓口対応や派遣等、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーション活動等においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会や場の提供を支援します。また、障がい者団体の活動を支援します。 	スポーツ課

(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場の充実を図ります。

① 未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 学校における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進します。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 未就学児を対象とした児童デイサービス（児童発達支援事業）を活用して、療育支援や発達支援を実施します。 就学児を対象とした児童デイサービス（放課後等デイサービス）や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。 地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達の遅れ又はそのおそれのある幼児及びその保護者を対象に、社会生活への適応能力の向上及び基本的な生活習慣の確立を図るために必要な集団療育及び療育方法の支援・助言・相談等業務を実施します。 発達障がいのある子どもへの各機関との連携による療育支援体制を充実します 一般保育園等における障がい児の受け入れ体制を確保・充実します。 	子育て支援課

(4) 権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳を持って生きることができるよう、権利擁護について、関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、相談・支援事業を充実します。また、障がいによる差別や虐待を防止する取組を充実します。

① 障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がいのある人に対する権利擁護相談、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度の周知と利用の促進など支援の充実を図ります。 相談にあたっては、関係機関と密接な連携協力を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や実施体制を整備します。 障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制を充実します。 	人権推進課

(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。

① 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
• 地域の道路・歩道の整備を推進し、障がいのある人が安全に移動できる環境づくりに努めます。	土木課
• 障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物などの整備を促進します。	都市計画課

5 同和問題（部落差別）

○ 現状と課題

同和問題は、わが国固有の人権問題であり、その解消を図ることは国民的課題でもあります。

日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分的差別により、国民の一部の人々は長年にわたり、経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれており、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。しかしながら、被差別部落出身という理由で、住む場所や仕事（就職）、結婚など生活の様々な場面で差別を受け、人権を侵害されている人々がいます。

昭和40年（1965年）、国の同和対策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に係る内閣総理大臣に対する答申の中で、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられました。

そして、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後も立法措置や法改正により、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などの諸施策が実施されてきました。平成14年（2002年）に同和地区や同和地区関係者に対象を限定してきた国の特別対策事業が終了してからは、通常的一般施策の中で問題解決を図ってきました。

こうした取組により、同和問題は解決されたかに見えますが、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売など、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根強く残っており、また、近年ではインターネットを利用した差別的情報が掲載された差別ハガキが大量に送付されたりするなど、悪質、陰湿な行為も見られます。また、「同和はこわい」という誤った意識に乗じて、同和問題を口実にして、不当な利益や義務なきことを求める「えせ同和行為」が、同和問題の解消を妨げる大きな問題となっています。このような背景から、平成28年（2016年）には「部落差別解消推進法」が成立し、国及び地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた相談体制の充実や教育・啓発の推進に努めることなどが明記されました。

市民意識調査によると、同和問題、部落差別があると思う分野について、「結婚」が55.8%と多く回答されています。また、同和問題（部落差別）の解決に対する考えについては、「基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が27.7%、である一方、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う」が22.1%となっています。

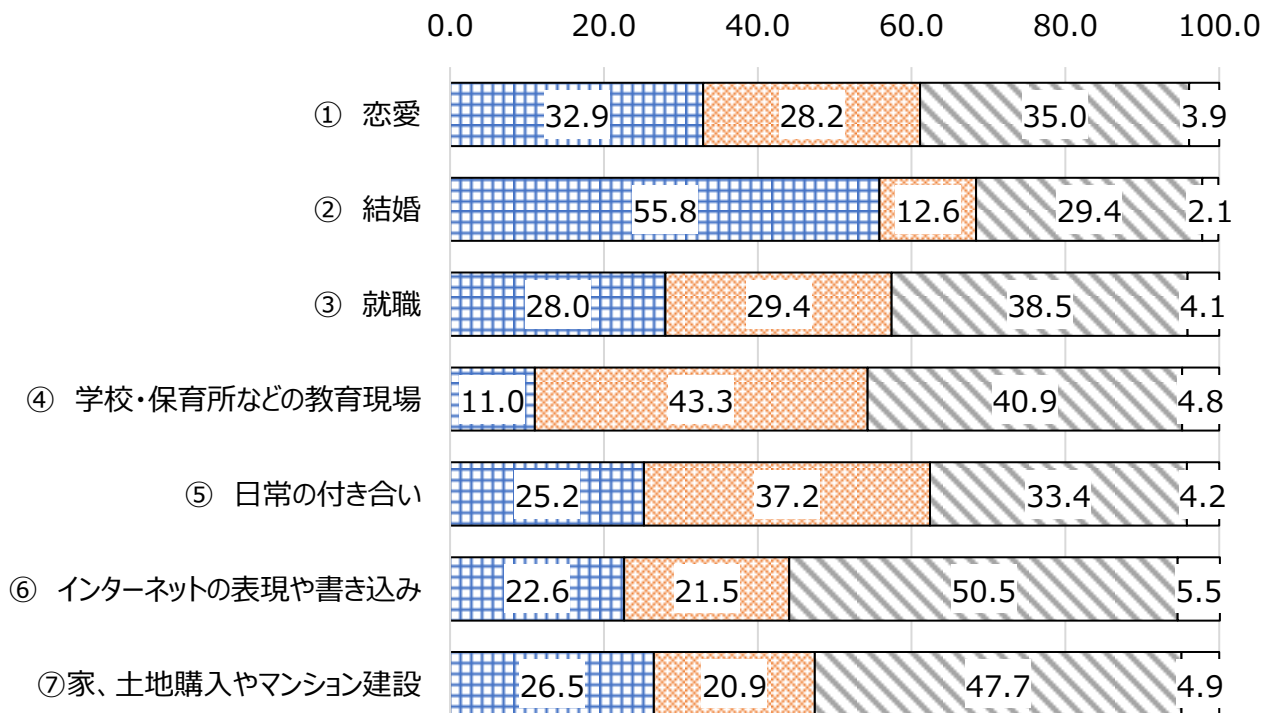
これまで積み上げた成果を踏まえ、今後も引き続き、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが求められます。

同和問題（部落差別）に関する動向	
昭和40年（1965年）8月	同和対策審議会答申（同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針）
昭和44年（1969年）7月	「同和対策事業特別措置法」（同対法）施行
昭和57年（1982年）4月	「地域改善対策特別措置法」施行
昭和62年（1987年）4月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）施行
平成6年（1994年）7月	文部省「学校における同和教育指導資料」発行
平成9年（1997年）3月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行
平成12年（2000年）12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
平成28年（2016年）12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）施行

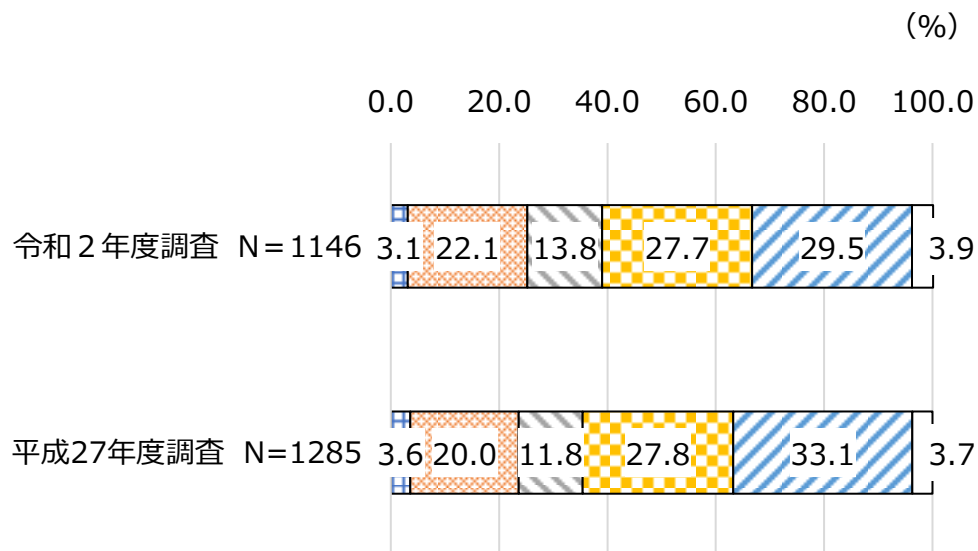
問：次の7つの分野について、今日でも同和問題、部落差別があると思いますか。

■ 差別はあると思う ■ 差別はないと思う □ わからない □ 無回答

n=838



問：同和問題（部落差別）の解決に対するあなたの考えに最も近いのはどれですか。



- これは、同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う
- 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
- 自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う
- 基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う
- わからない
- 無回答

○ 取組の方向性

(1) 人権・同和教育及び啓発の推進

同和問題の歴史的背景などに関する教育・啓発に努めるとともに、市民参加のあらゆる機会を通して人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

① 差別意識の解消に向けて啓発活動を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 同和問題の市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。 県や関係機関、団体等が開催する各種研修会や集会、講座へ職員を派遣します。 国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和問題についての情報収集と正しい知識の周知を図ります。 職員向けの人権研修を実施し、同和問題や部落差別解消法の理解と認識を深めます。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 同和問題についての学習機会の提供を充実します。 	学校教育課

② あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 行政、学校、地域などが連携し、人権教育に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や社会教育における人権・同和教育を進めるために、教職員等を対象とした人権研修の充実を図ります。 	学校教育課

(2) 人権ふれあいセンターの有効活用

人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。

① 人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取組を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。 人権に関する調査・研究を進めるとともに、人権意識の高揚と啓発を図るため、各種講座の開催と情報発信を充実します。 地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など、地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。 	人権推進課

(3) 「えせ同和行為」の排除

同和問題を解決する上で大きな阻害要因となっている、えせ同和行為の排除のため、関係機関との情報交換や連携に取り組めます。

① えせ同和行為排除を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるよう、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。	人権推進課

6 外国人

○ 現状と課題

経済をはじめとする様々な分野でのグローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。本市においても、外国人人口は年々増加を続けており。製造業を始め、飲食店やコンビニの店員など、多くの身近な場所で外国人が働き、生活しています。

しかし、日本で生活する在留外国人の中には、日本語が十分に理解できなかったり、異なる文化や習慣について相互理解が不十分なために、就労・就学や婚姻に関して不当な扱いを受けたり、就労や民間住宅への入居の際に差別を受けるなど、日常生活での様々な人権侵害が生じています。また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していく上で、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

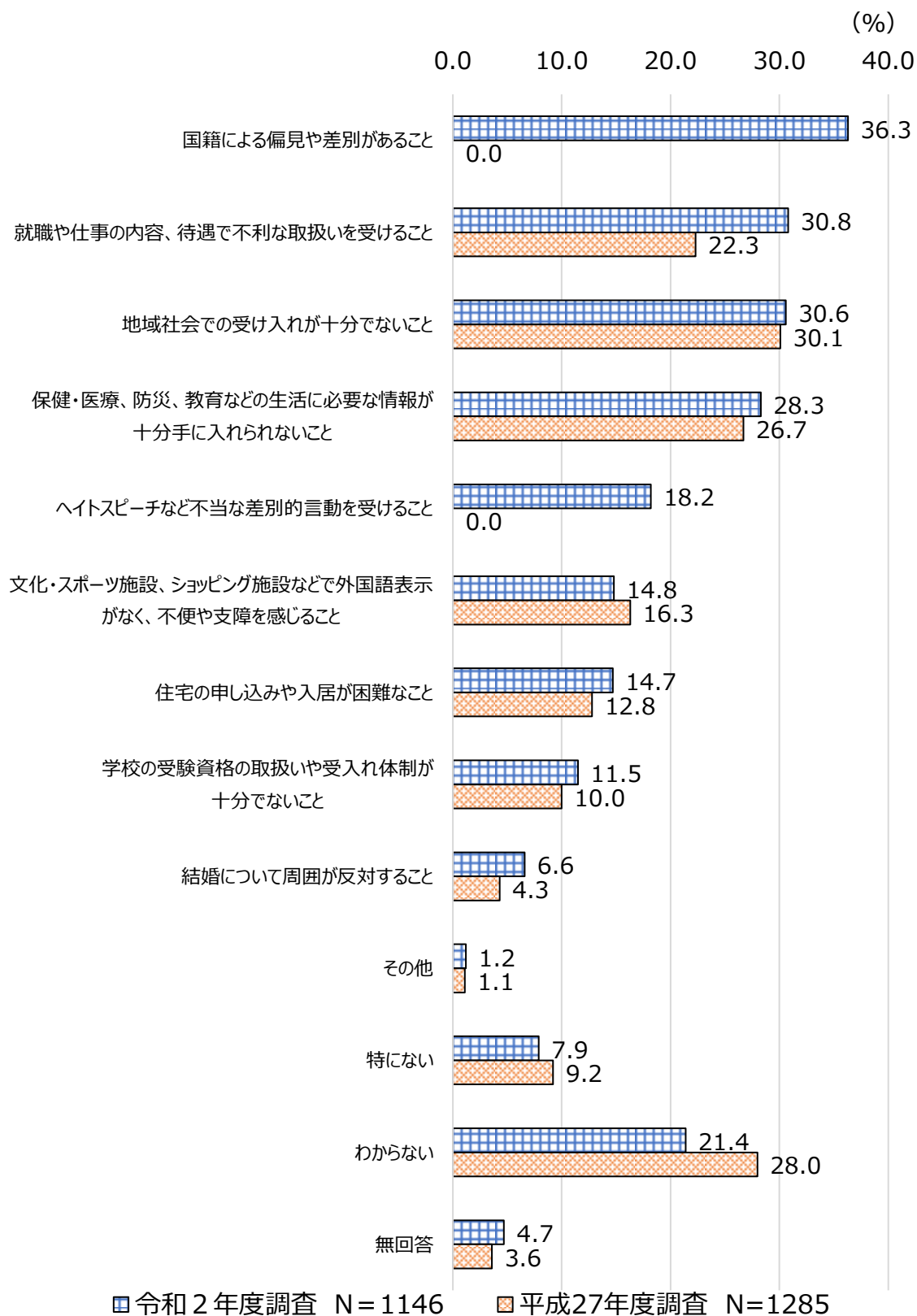
近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなどの問題が起こっており、平成 28 年（2016 年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題については、「国籍による偏見や差別があること」（36.3%）が最も高く、様々な国から日本に来た外国人への理解不足が課題となっています。また、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」（30.8%）、「地域社会での受け入れが十分でないこと」（30.6%）が上位に挙げられ、外国人の生活保障や地域社会における共生も大きな課題となっています。

こうしたことから、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、異なる国籍や違う文化的背景を持つ人々が多様性を認め合いながら、国籍や文化の違いにかかわらず、同じ地域の一員として、お互いに尊敬し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組の推進が極めて重要です。

外国人の人権に関する動向	
平成 18 年（2006 年）3 月	「地域における多文化共生推進プラン」策定
平成 24 年（2012 年）7 月	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行
平成 28 年（2016 年）6 月	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行
平成 29 年（2017 年）11 月	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行
平成 30 年（2019 年）4 月	「出入国管理及び難民認定法」改正法施行

問：日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 取組の方向性

(1) 多文化共生社会の推進

多文化共生社会の実現と外国人に対する偏見や差別の解消に向け、国際理解の浸透に向けた教育の充実を図るとともに、外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進や地域の国際交流活動へ多くの市民の参加促進を図ります。

① 多文化共生社会を推進するための機会を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会が主催する世界の文化体験、交流会、災害対応講座等の開催について、あま市国際交流協会に財政的な支援を実施します。 外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。 	企画政策課
<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習講座（公民館講座）において、外国人講師を招いて国際理解教育講座を開催し、外国に親しみ、知識を深めます。 	生涯学習課

② 在住外国人児童・生徒への教育環境を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成します。 在住外国人児童・生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を図ります。 	学校教育課

(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

在住外国人が地域の一員として受け入れられ、安心した生活を送れるよう、外国人に対する情報提供や相談支援を充実するなど、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

① 在住外国人への情報提供や相談支援を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> 防災マップや生活便利帳など市民サービス、住まいや生活について、市の広報物やウェブサイトにおける多言語による情報提供及び相談支援の充実を図ります。 相談時において関係情報を入手します。 	企画政策課
<ul style="list-style-type: none"> 国際感覚を養う研修、講演会について、職員に情報及び参加機会を提供します。 	人事秘書課
<ul style="list-style-type: none"> 市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。 	人権推進課

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

○ 現状と課題

医学の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、HIV等の感染症や、ハンセン病等の疾病に対する偏見や差別は、誤った理解が社会に広がっていることにより、いまだに根強く存在しています。

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食や入浴などの日常生活では感染しません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝する病気でもありません。しかし、我が国では、明治時代にハンセン病が重篤な感染症であるとして、明治40年（1907年）に「らい予防法」を制定し、感染者に対して強制的な隔離措置を行う等、感染者の人権を無視した措置を実施しました。戦後もこういった差別的な政策は続けられましたが、平成8年（1996年）に「らい予防法」は廃止され、同年に「らい予防法の廃止に関する法律」を制定、その後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）（平成21年（2009年））を施行するなど、ハンセン病患者（元患者）に対する人々の偏見と差別を払拭し、地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取組が進められています。

この他に、世界的な感染症としてHIV（エイズウイルス）があります。HIVの感染力は弱く日常生活で感染することはありません。また、抗HIV薬の進歩により、エイズ発症による死亡は激減しています。しかし、正しい知識や理解の不足から偏見や差別が起こり、医療現場における診療拒否や無断検査、就職拒否や職場解雇等、様々な場面で人権問題が生じています。

また、令和元年度から、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についても、感染への不安や誤った情報により、感染者やその家族、医療従事者などに対して不当な差別、誹謗中傷が問題となっています。

こうした感染症や疾病などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少ないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が非常に重要です。

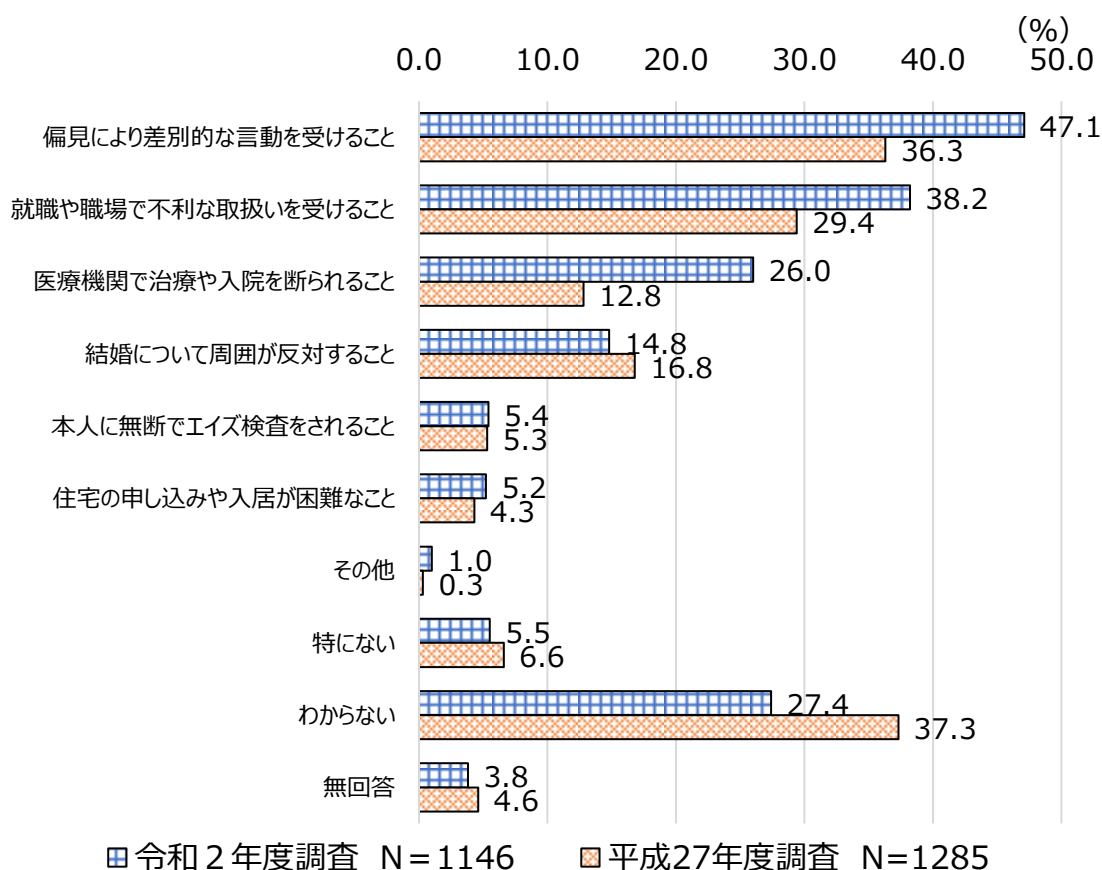
市民意識調査によると、エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題については、「偏見により差別的な言動を受けること」（47.1%）、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」（38.2%）が、前回以上に多く回答されています。ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題については、「偏見により差別的な言動を受けること」（32.6%）、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」（31.0%）、「怖い病気といった誤解があること」（29.3%）が上位に挙げられています。しかしエイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題については「わからない」という回答も高く、認識の低さがうかがわれます。

このようなことから、感染症や疾病に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動を更に進めていく必要があります。

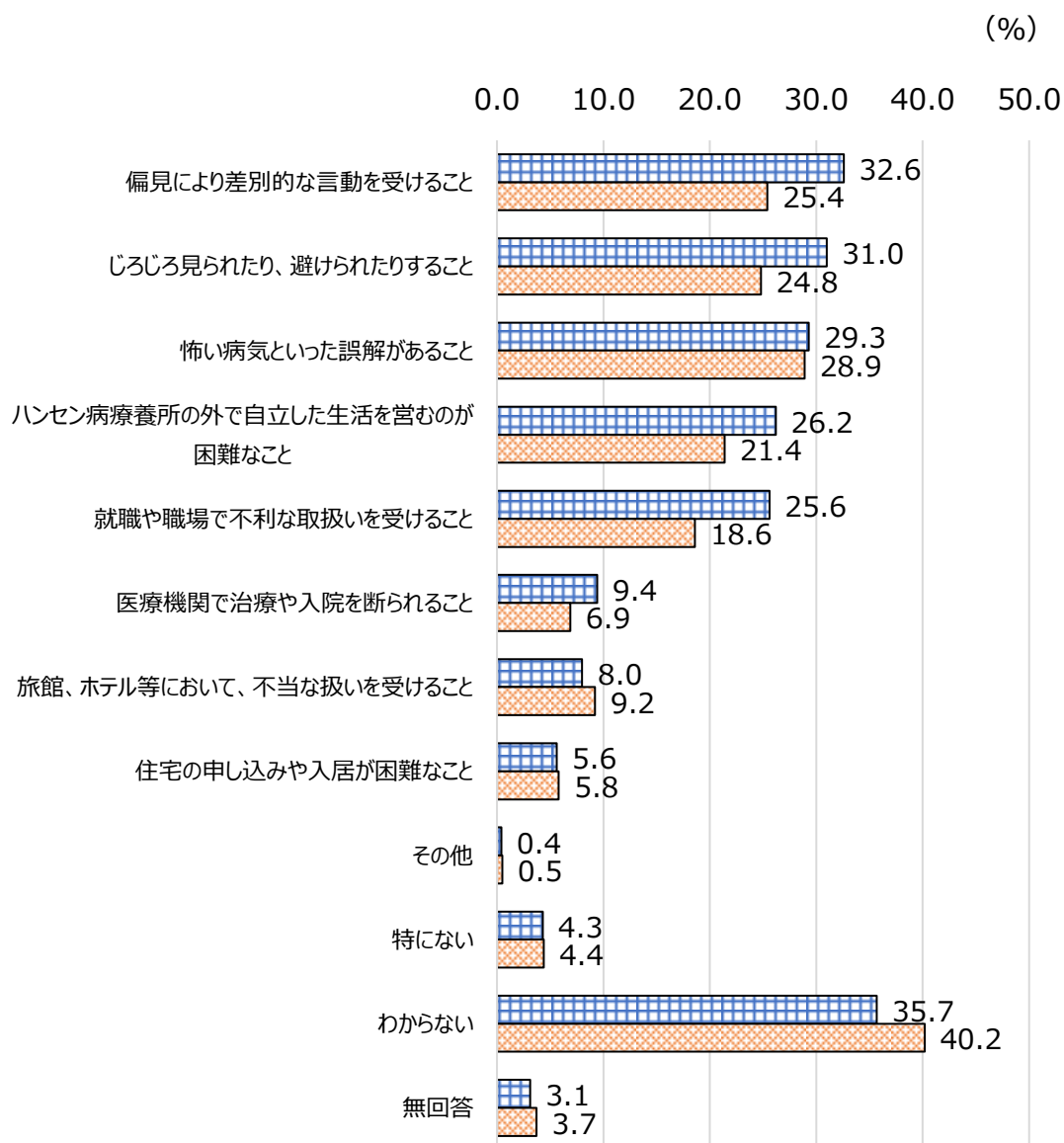
H I V感染者・ハンセン病患者等の人権に関する動向

平成8年（1996年）4月	「らい予防法の廃止に関する法律」制定
平成11年（1999年）4月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症予防法）施行
10月	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）策定
平成13年（2001年）6月	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（ハンセン病補償法）施行
平成21年（2009年）4月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）施行
平成24年（2012年）5月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」制定
平成30年（2018年）1月	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）改正
令和元年（2019年）11月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）改正法施行
令和2年（2020年）2月	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
令和3年（2021年）4月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正法施行

問：エイズ患者・H I V感染者等（新型コロナウイルス感染者を含む。）に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



問：ハンセン病回復者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



■ 令和2年度調査 N=1146 ■ 平成27年度調査 N=1285

○ 取組の方向性

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

ハンセン病やHIV感染症などについての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者（元患者）やHIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を行います。

① 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・HIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別を解消し、エイズやHIV感染に対して正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。 ・ハンセン病問題に関する講演会や啓発ビデオの貸し出し、学習機会の充実を図ります。 ・「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により感染症の偏見や差別意識の解消に努めます。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病患者（元患者）に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・講師を招き、学校教育の中でハンセン病に関する講座を実施し、正しい知識の普及を図ります。 	学校教育課

(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

保健・医療の連携を図り、感染症に対する予防教育を実施するとともに、健康づくりを支援します。

① 感染症発症の予防と健康づくりを支援します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのための予防教育の充実を図ります。 ・保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期検査発見及び治療に向けた取り組みの充実を図ります。 ・感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談・支援体制の連携強化を図ります。 	健康推進課

8 性的マイノリティ

○ 現状と課題

人間の性のあり方（セクシュアリティ）は、4つの要素から構成されています。これらの組み合わせはとても多様で、どちらか一方にはっきりと分けられるものではないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。そして、性的マイノリティを代表する例としてLGBT*があげられます。

① 身体の性	生物学的な性。戸籍上の性。
② 心の性	自分が認識している性。（性自認）
③ 好きになる性	恋愛感情や性的関心をもつ性。（性的指向）
④ 表現する性	言葉づかいや服装、しぐさ等において自分を表す性。

セクシュアリティは、他者に侵すことのできない人間の尊厳にかかわる問題です。セクシュアリティの在り方は多様で、誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きる権利を有しています

我が国では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が平成16年（2004年）7月に施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。さらに、平成20年（2008年）に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。また、平成27年（2015年）には、文部科学省が全国の国公私立の小中高校などに対し、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知し、さらに「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」で指導のあり方を示し、LGBTの子どもへの配慮を求めるなど、LGBTへの社会的な関心が高まっています。

しかし、性的マイノリティ（LGBT等）に対する知識や理解はまだ低く、理解を得られず孤立してしまうことや、差別や偏見を恐れて自らの性的指向や性自認を隠して生活しなければならないことなど、精神的苦痛や社会的不利益を受け、苦しむ人々がいまだに多くいます。

市民意識調査によると、性的マイノリティに関する人権問題については、「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」（34.9%）、「本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」（27.0%）、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」（26.7%）が、前回調査と同様上位に挙げられ、性的マイノリティに対する周知・啓発を行っていくことが求められています。

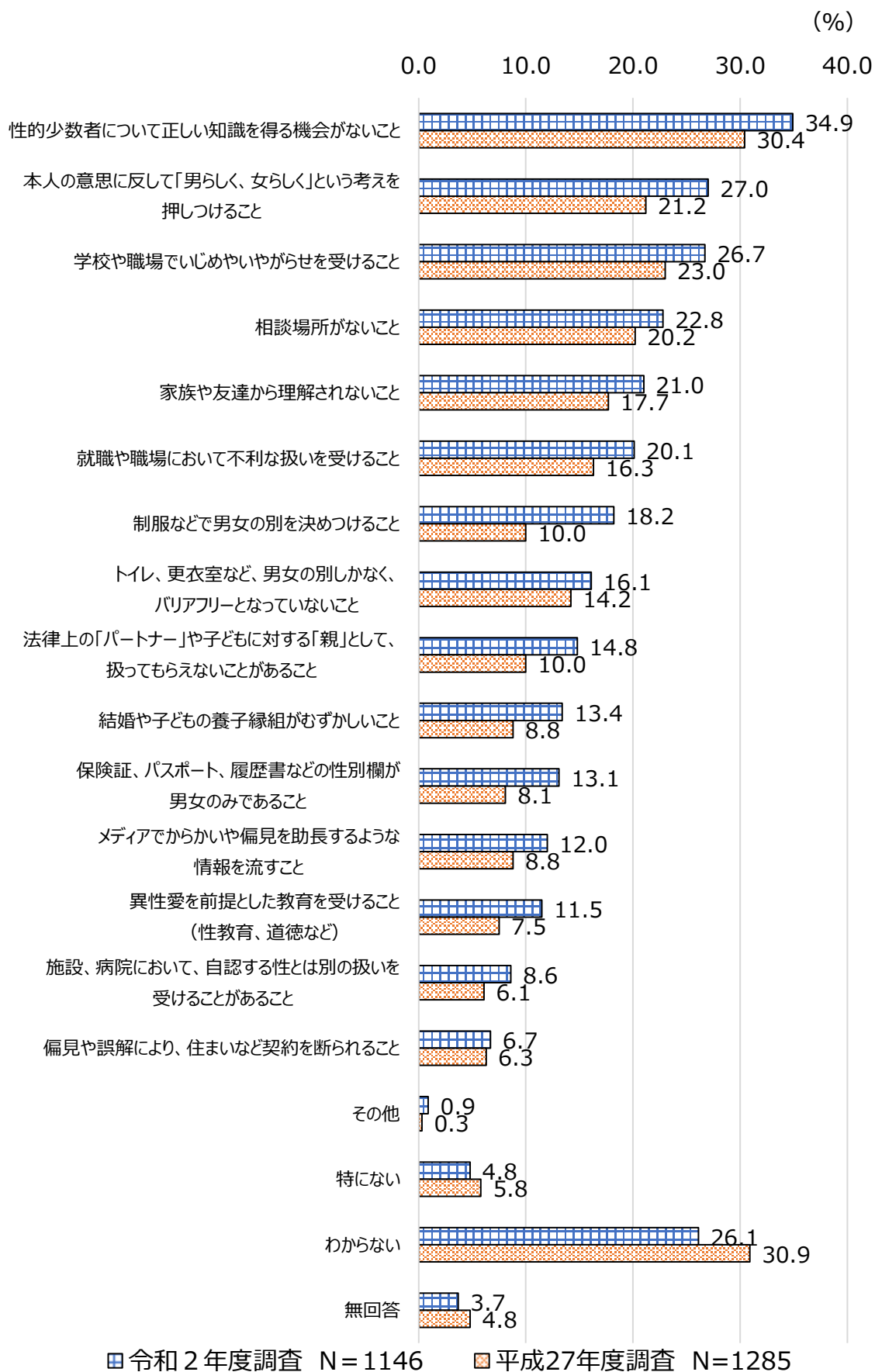
多様な性のあり方について正しく理解するとともに、お互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持つことが必要であり、すべての人の性的指向、性自認という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を作っていくことが必要です

※LGBT・・・「Lesbian：レズビアン（女性の同性愛者）」、「Gay：ゲイ（男性の同性愛者）」、「Bisexual：バイセクシュアル（両性愛者）」、「Transgender：トランスジェンダー（身体の性に違和感を持つ人）」の頭文字をとった略語です。ここに「Questioning：クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）」を含めて「LGBTQ」と呼ばれることもあります。

また、すべての人が持っている性のあり方として、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が使われることもあります。

性的マイノリティの人権に関する動向	
平成16年（2004年）7月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）施行
平成20年（2008年）6月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）改正法施行
平成27年（2015年）4月	文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」通知
平成28年（2016年）4月	文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」公表
平成30年（2019年）5月	世界保健機関（WHO）「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（国際疾病分類）改定版（ICD-11）了承 性同一性障害が「精神障害」の分類から除外、「性の健康に関連する状態」という分類の中の「Gender Incongruence（性別不合）」に変更
令和4年（2022年）1月	世界保健機関（WHO）「国際疾病分類」改定版（ICD-11）発効（予定）

問：性的マイノリティの人々に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



○ 取組の方向性

(1) 性的マイノリティ（LGBT等）の理解の推進

性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深めるための啓発活動に努め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる人権啓発に努めます。

① 性的マイノリティ（LGBT等）への理解の促進	
【取組の内容】	【主な担当課】
・性的マイノリティ（LGBT等）に関する情報提供や学習会を通じて意識啓発を図ります。	人権推進課
・文部科学省が公表しているリーフレット等を用いて、性的マイノリティ（LGBT等）に対する教職員の理解を図ります。	学校教育課

9 インターネットによる人権侵害

○ 現状と課題

インターネットの普及により、スマートフォンやタブレット端末等による情報入手や SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用による情報の発信・交換等が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になり、今や日常生活に不可欠なものになっています。

その一方で、インターネット上での匿名性や情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載、個人の名誉を侵害する事実無根の記事の掲載、大量の個人情報流出、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。一度ネット上に情報が掲載されてしまうと、被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難です。（デジタルタトゥーと呼ばれています）

国においては、平成 14 年（2002 年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）（平成 25 年（2013 年）一部改正）を施行したほか、平成 15 年（2003 年）の「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の施行（平成 27 年（2015 年）及び令和 2 年（2020 年）に一部改正）、平成 21 年（2009 年）の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）の施行、平成 26 年（2014 年）の「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）の施行など、様々な対策を講じています。

市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題については、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載すること」（79.8%）、「個人情報などが流出していること」（60.3%）、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」（48.3%）が、前回調査と同様に上位に挙げられ、発信者の秘匿性を悪用した行為や、個人情報管理が引き続き問題視されています。

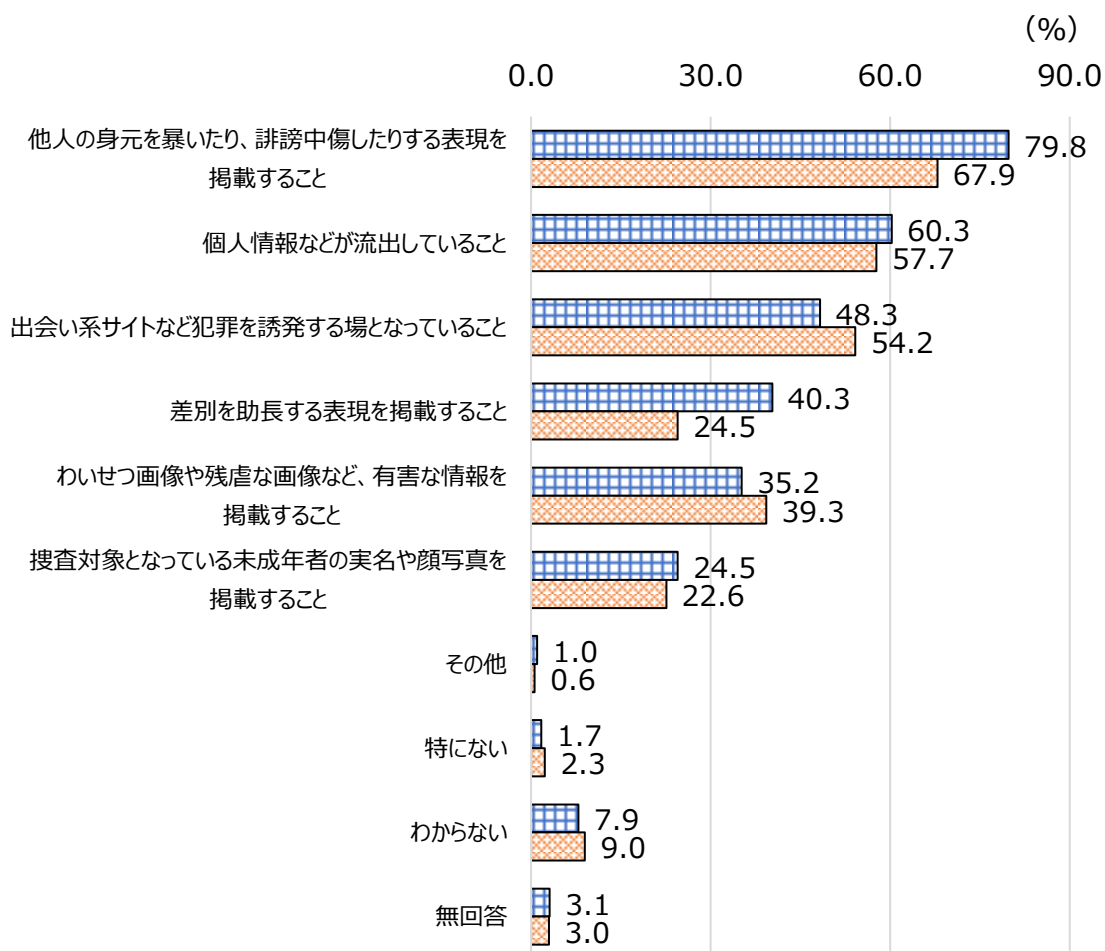
こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発や、インターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。

また、インターネットを利用する人、しない人の間での情報格差（デジタル・ディバイド）が発生しないよう、積極的な情報提供を推進するとともに、人権問題に対する正しい理解と認識のもとで、インターネット上でのモラルやマナーについて正しい知識や理解を深め、様々な情報に惑わされることなく、真偽を読み解く力（メディア・リテラシー）を高める学習機会の充実が必要です。

さらに、インターネット利用者の低年齢化が進んでおり、学校教育の現場においても、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集と発信における個人の責任、情報モラル、危険についての教育を充実させる必要があります。

インターネットによる人権侵害に関する動向	
平成 14 年（2002 年）5 月	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）施行
平成 15 年（2003 年）5 月	「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）施行
平成 17 年（2005 年）4 月	「個人情報保護法」全面施行
平成 20 年（2008 年）12 月	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）改正法施行
平成 21 年（2009 年）4 月	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）施行
平成 26 年（2014 年）11 月	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）施行
平成 29 年（2017 年）5 月	「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）改正法施行
令和 4 年（2022 年）4 月	「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）改正法施行（予定）

問：インターネットによる人権侵害の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



■ 令和2年度調査 N=1146 ■ 平成27年度調査 N=1285

○ 取組の方向性

(1) インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用と、個人のプライバシーを守るための教育・啓発活動を推進します。

① インターネットの正しい利用を啓発します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">・市民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。・インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダなどに対する申し入れなどの適切な対応に努めます。	人権推進課
<ul style="list-style-type: none">・児童・生徒・保護者に対してパソコンや携帯電話を利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。	学校教育課

(2) 情報格差が生じない社会づくり

インターネットなどが普及する中で、インターネットなどの利用が困難な人に対する情報提供を充実します。

① 誰もが平等に情報を得られるよう、情報提供を充実します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none">・紙媒体など、さまざまな媒体を活用した情報提供を図ります。・視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。	企画政策課
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。	社会福祉課

10 様々な人権問題

○ 現状と課題

これまでに取り上げた課題以外にも、我が国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、ホームレスなどに対する偏見や差別、また、北朝鮮当局による拉致被害、中国残留孤児やその家族、人身取引被害などの人権問題があります。近年では、日常生活や仕事の中で「スメハラ（スメル・ハラスメント）」や「アルハラ（アルコール・ハラスメント）」といった、様々なハラスメントが問題になっています。また、大規模災害による避難生活の中で、特別な支援や配慮を必要とする人々（要配慮者）への配慮が行き届いていない状況や、女性のDVや性犯罪被害が問題になるなど、防災施策や災害発生時における人権への配慮が必要とされています。今後も、国際化や高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新しい人権問題が生じてくることも考えられます。

私たちの社会は実に多様な人々が共に暮らしています。普段の何気ない言動が、知らないうちに他者を傷つけているかもしれません、また、古くからの習慣や科学的根拠もなく偏見に基づいた思い込みや先入観が、無意識のうちに差別意識を植えつけてしまうこともあります。

私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、様々な人権問題について理解を深め、正確な知識を学び、自分にとっても身近な問題であると捉える意識を持つことが重要です。また、様々な状況で人権が脅かされる可能性があることから、それぞれの問題の状況に応じた、その解決に資する人権教育・啓発に関する取組が必要です。

様々な人権問題に関する動向	
平成9年（1997年）7月	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法、アイヌ新法）施行（「北海道旧土人保護法」廃止）
平成12年（2000年）5月	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行
11月	「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行
平成13年（2001年）7月	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行
平成14年（2002年）8月	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）施行
平成17年（2005年）4月	「犯罪被害者等基本法」施行
平成18年（2006年）6月	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）施行
平成20年（2008年）6月	「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択
7月	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正
12月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法」改正法施行
12月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」改正法施行

様々な人権問題に関する動向	
平成 28 年(2016 年) 12 月	「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法) 施行
平成 29 年(2017 年) 12 月	「再犯防止推進計画」閣議決定
令和元年(2019 年) 5 月	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法) 施行

○ 取組の方向性

(1) 様々な人権問題に対する正しい理解の普及

人権に関するその他の問題や新たに発生する問題等について、市民が正しく理解することができるよう、本計画の趣旨に沿って情報の収集・把握をし、正しい理解の普及・啓発に努めます。

① 様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。	
【取組の内容】	【主な担当課】
<ul style="list-style-type: none"> • さまざまな人権問題に関する研修会や講座による学習機会の提供を図るとともに、広報誌やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。 • 人権に関する市民意識調査をはじめ、市民の人権に対する意識や関心について把握するために、調査等を行います。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> • あま市越境入学防止マニュアルに基づき、越境入学防止に努めるとともに職員に周知・徹底を図ります。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> • あま市越境入学防止マニュアルに基づき、越境入学防止に努めます。 	市民課

第5章 計画の推進

1 基本姿勢

人権に関わる個別の課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。

また、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、家庭、地域、学校、事業所などのあらゆる場において、人権施策を推進します。

2 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。

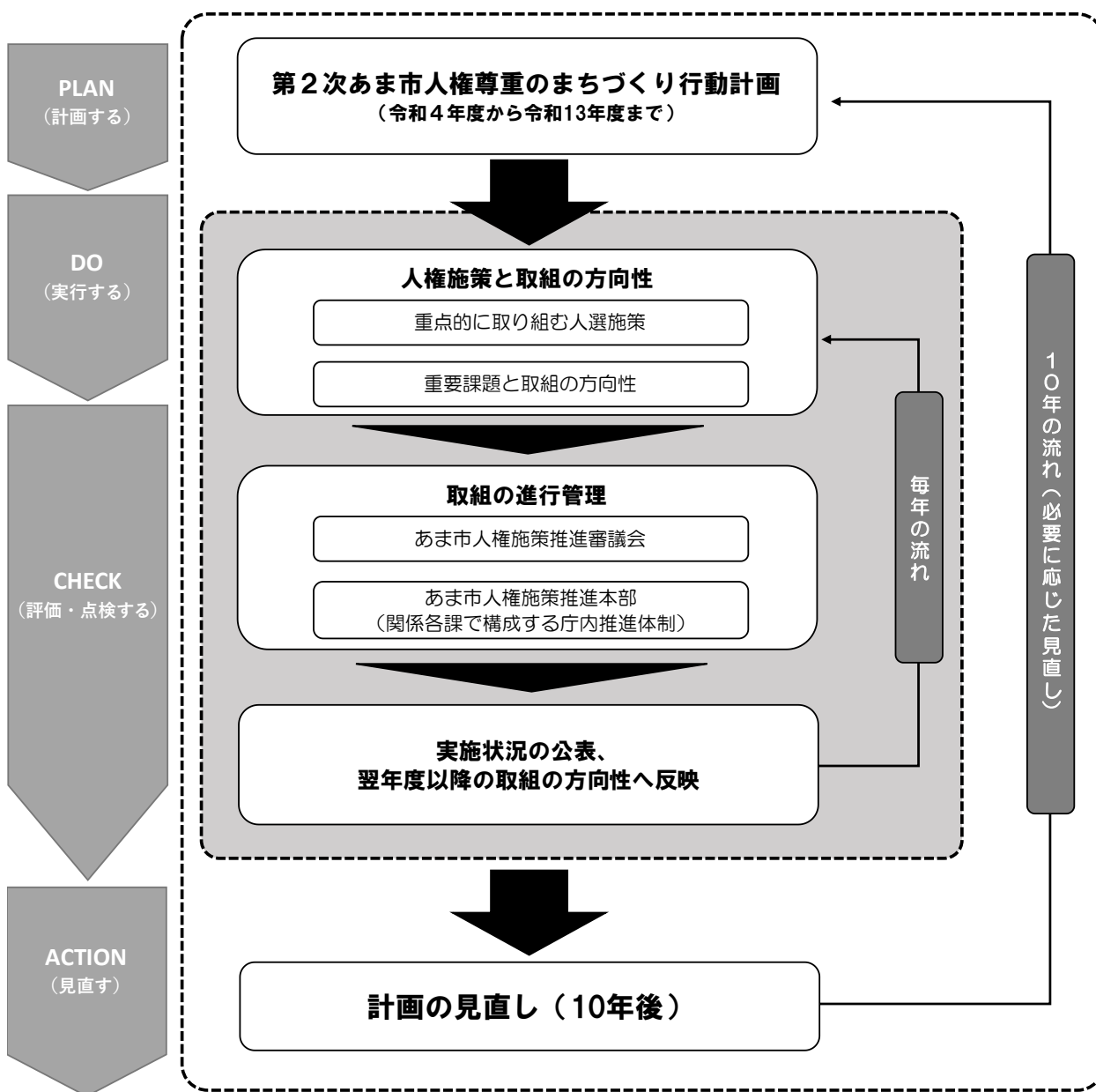
さらに、人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。市内の各種団体などに対しては、本市における人権施策の取組への協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

3 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「あま市人権施策推進審議会」、関係各課で構成する「あま市人権施策推進本部」において、事業実績報告及び実施計画を策定し、適切な進行管理を行います。

また、本計画に掲げた内容については、取組の進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5年をめぐり）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取組内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

【関連諸計画との関係】



資料編

1 あま市の状況

。

2 人権をめぐる動き

。

3 関連法規等

。

4 「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定経過

。